

(第一類 第九号)

第七十二回国会
衆議院

商工委員會議録 第十六号

(二九四)

昭和四十九年三月十二日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 稻村佐近四郎君

理事 塩川正十郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 越智 伊平君

理事 柏谷 茂君

理事 小山 省二君

理事 塩崎 潤君

理事 八田 貞義君

理事 岡田 哲見君

理事 加藤 清二君

理事 山崎 始男君

理事 野間 友一君

理事 松尾 信人君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

経済企画庁長官

官房参事官

大蔵大臣官房審議官

通商産業政務次官

通商産業省生活産業局長

資源エネルギー庁長官

中小企業庁長官

中小企業庁次長

中小企業庁計画部長

委員外の出席者

吉川 佐吉君

山形 栄治君

利一君

橋本 元晴君

森下 義郎君

有松 晃君

左藤 恵君

六助君

田中 正吾君

板川 友一君

神崎 敏雄君

利幸君

小川 平二君

越智 通雄君

木部 佳昭君

近藤 鉄雄君

橋口 隆君

保岡 興治君

加藤 清政君

佐野 進君

渡辺 三郎君

近江已記夫君

官田 早苗君

中會根康弘君

通商産業大臣

出席政府委員

経済企画庁長官

官房参事官

大蔵大臣官房審議官

通商産業政務次官

通商産業省生活産業局長

資源エネルギー庁長官

中小企業庁長官

中小企業庁次長

中小企業庁計画部長

委員外の出席者

吉川 佐吉君

山形 栄治君

利一君

橋本 元晴君

森下 義郎君

有松 晃君

議員の異動

三月十二日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

議員の異動

三月十二日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

議員の異動

三月十二日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

議員の異動

三月十二日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

同日

辞任

玉置 一徳君

補欠選任

佐々木良作君

○板川議員 民芸品といわれるものが第二条の指定要件に該当していれば、もちろん当然であろうかと思ひます。

○宮田委員 終わります。

○濱野委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○濱野委員長 内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○佐野(進)委員 私は、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について質問をいたすわけでありますが、実は大臣に質問をしたかつたわけでありまして、予算委員会の開会中でもありまして、この法案は一刻も早く成立を期したいという大方の希望等もありますので、審議を促進する意味において、大臣が出席してないのではありませんが質問をいたし、もし大臣にどうしても聞かなければならぬ点につきましては質問を留保しておきまして、大臣に質問をするようにいたしたいと思ひます。そういう意味でありますので、答弁される政務次官あるいは長官等におかれても、ひとつ責任ある立場においての御答弁をお願いいたします。

まず第一に、私はこの法案を審議するに際して、全体的な情勢について御質問をしてみたいと思ひます。大蔵省の方、来ていますね。実は過日の予算分科会の席上におきまして、私は大蔵大臣にも質問をいたしたのであります。今日の金融情勢はきわめて逼迫をしております、特に中小企業金融については非常にきびしい情勢下に置かれている、こういうわけでありまして、これが一部投機資金となつて株価の引き上げをはじめ、一連の経済混乱の要素の原因になつてゐる、こういう点はいなめない事実であらうと思ひます。まず大蔵省当局に、金融引き締め

通しについては当分これをしていくんだ、こういうような見解の表明がなされておるようでありまして、原則的に、現下の金融情勢と将来への見通しについてひとつ答弁をしていただきたいと思ひます。

○岩瀬政府委員 お答えいたします。

御承知のように、昨年の一月から金融引き締めにつぎまして数々の措置をとつてまいりまして、特に金融引き締めの典型的な姿といたしまして、公定歩合の五回にわたる引き上げとか、あるいは準備率の引き上げとかをやつてまいりたわけでありまして、最近の状況を端的に申し上げますと、金融機関の貸し出しの抑制が非常にきつてまいりましたこと、それからそういうことを反映いたしまして、企業の手元流動性と申しますか、私どもの判断では、マクロ的には手元流動性比率といふもの、急速に金融の緩和の姿に立ち戻つてゐるのではないかと考えられるくらい数字まで落ち込んでおりますし、一時非常にいわれておりました日銀券の発行高、これも四十八年五月をピークといたしまして、この当時は対前年同月比で見まして二七・九というように高い数字でございまして、二月にはこれが二一・八というように急速に落ち込んでおります。したがって、金融引き締めに関する限りはかなり効果が出始めてきておるといふことがいえるのではないかと思ひます。ただ、ここに来てまして、それでは経済を全般的に見まして平均的にそういう引き締めがきいておるか申しますと、必ずしもそうもいえない。一種の跛行現象が見られるという状況でござい

とかあるいは資金の偏在だとか、そういうものを実態的につかもうというために始めたものでございまして、こういうものを通じまして金融引き締めの現在までの状況並びにこれから一体どういふ手法を用いたらいふかということについての手がかりを持ちたいと考えております。ただ、一般にいえますことは、もう相当きつてきたから金融引き締めをいまから解除するのじやないかということにつきましては、金融引き締めはまだ当分続けたい、堅持するということは、もう基本的な姿勢でございます。

ただ、先生がいつも御心配になつておられますいわゆる健全な中小企業、こういうものを金融引き締めが強化されればされるほどきつてくるか、見えていかなければならないという点は、これはもう御指摘のとおりでございますので、つい先般も政府関係の中小三機関から資金の追加を行なうというように特別な措置をとりましたし、またネオン業界のように特別に打撃をこう受けてゐると思われるものにつぎまして資金の特別の配慮を行なうというやうなことをこれからも続けていかなければならぬ、より一層必要な状況ではないかと思ひます。一般的には、金融引き締めをこれからはまだ堅持して続けていくということの中で、私もとしましては、この二、三ヶ月が非常に長期にわたりました金融引き締めのいわば仕上がりとなります。申しますか山場だというふうに観念いたしております。

○佐野(進)委員 金融引き締めを引き続き強化していくんだ、こういうことであります。金融引き締めの産業界に与える影響は非常に大きいわけでありまして、私は、いま審議官が答弁したように、いわゆる跛行性というか、そういう面が存在している引き締めの影響を受けてきつてきつていふ状況に立ち至つてゐる部分と、きつてきつてきつていふところのある部分とはつきり分かれてゐると思ひます。

そこで私は、この問題になりますと一番大きな影響というか、今後将来への課題として出てく

る場合に、公定歩合の問題がどうしてもからんでくると思ひます。仄聞するところ、政府と日銀とではこの問題についての見解を異にしてゐる。私は、今日の狂乱物価と称される物価情勢を鎮静させるために、金融引き締めをなお引き続き強化していくということについては、過剰流動性が存在するといわれているときに必要であるといふことを認める立場で質問したいと思つてゐるわけですが、そういうような場合、当然公定歩合の引き上げが、いま鎮静化しつつあるといわれている状況の中においてなお鎮静化してない部分も存在しているわけでありまして、これが非常に大きな問題の焦点に据えられると思ひます。私は、もう一氣に鎮静させるために、もう一度公定歩合の引き上げをやつて金融引き締めを強化して過剰流動性をなくする形の中で、中小企業をはじめ一般経済界が安定した状況の中で運営されるようにしたいといふんじやないかという、極端ともいえるような考えを持つておるわけでありまして、しかし、そういう考えを持つてゐる根拠には、やはり今日の情勢の中で、一般的にい

わゆる大商社、大企業を中心にして多くの株式を保有している。ところが、この株式を保有しているにもかかわらず、この株が年度末を控えて二月、三月は相当金詰まりになつてたいへんだらうといわれているにもかかわらず、法人株売りというものが依然として行なわれていない、むしろ大手証券会社等を通じて買い進みが行なわれてゐる、こういうような条件が存在する。その中で、短期決戦と称する政策に大きな支障を来しているという部分も見られるわけでありまして、しかしこれには両面がありまして、これをやると、中小企業金利の引き上げあるいは中小企業金融の逼迫、こういう形になつてくるおそれがあるわけでありまして、この相矛盾した二つの面における総合調整をしながら効果をあげていくという意味において、大蔵当局の果たさなければならぬ役割りは非常に多いと思ひます。

私はこの点について、公定歩合の引き上げ等を

通じての過剰流動性の吸収、それからこのことを行なうとする形の中において、中小企業金融に非常に大きな悪い影響を与えるのではないか、この二つの面について大蔵当局の、これから審議する必要があると思いますので、前提としてのお考えを承っておきたいと思うのです。

○岩瀬政府委員 お尋ねの公定歩合の引き上げ関係でございますが、日本銀行も大蔵省も、現在の経済の見通しにつきましては全く意見が一致いたしております。間々新聞で食い違いというようにのがあったかと思えますけれども、私どももそう考へておりません。特に大蔵大臣も日銀総裁も、参議院、衆議院のつい先週の御答弁でも、同じように、公定歩合を現在いじるつもりはございませんというふうな御答弁を申し上げております。その背景は、やはり指標の上におきましてもそうでございしますが、公定歩合というふうなもので總体的な総需要の抑制をさらにかけていくという段階はもはや幾ぶん遠のいたのではなからうか、設備投資意欲の減退とか、そういうものがかなりはっきり数字の上に出ておりますので、企業家の心理を押え込むという関係から一つのねらいがございしますが、そういう関係から公定歩合をいじるといふ必要はもはやないのではないかと、むしろいま銀行現象といわれておりますいろいろな実態をこまかく見ていくということによって、金融政策の上においてもきめのこまかい施策というものがこれから要請されてくるのではないかと。資金のゆとりのあるものを対象にして公定歩合を全般的にかけたときに、それによって不当なしわ寄せが、現在でも非常に多いところに来やしないかという懸念がございします。したがって、そういうことにつきましては、わりにはつきりと公定歩合的なものを考えることは現在いたしております。そこを申し上げておきます。

それから、大企業の場合でございますけれども、実は金融が詰まってまいりました一つの姿といたしまして、法人の預金がどんどん減っております。これは結局、先ほど申しました企業の手元

流動性というものが、金融機関に行きまして企業が金を借りられない。これは大企業に対する指標をあらわしたままですとおわかりのように、かなり日銀の窓口規制がきつうございしますから。そういったしますと、企業がどうしても自己資金といえますか、法人の、自分の預金を取りくずして、それでもって金融をつけていくというふうなことになるざるを得ない、そういう形でやはり金融引き締めがきいていく証拠であらうかと思ひますけれども、株式の投げ売りも申しますか、そういうものがないということにつきましては、あるいは株式市場が非常に冷えておりますので、いま売れば売却の損が出てくるという点を考慮した各企業のいろいろな配慮があるのではなからうかと思ひますが、私どもとしては、いまの傾向といたしまして、金融機関からの大企業への資金の流れというのは非常に押えておる、同時に、企業が困って

おるの自分の法人預金をおろして使っておる、こういう状況でございします。ただ、一部にはやはり末端で消費需要が強いございしますから、つくれば売れるというふうな状況から、一部中小企業におきましても、先生御指摘のように、金融をつけないでも、売り上げが非常に上がっておるために手元資金が非常に豊かであるというふうな状況というものが一部にございします。これはやはり全般的な姿とは違ひまして銀行的な現象である。それが物価の動向にどういうふうな影響してくるかという点については、非常にこれから注目が要る段階だと考えております。

○佐野(進)委員 そこで、審議官がいま御答弁になった問題に関連するわけでありますけれども、私は、いわゆる企業の手元流動性がだんだん窮屈になってくる、したがって、そういう面からすると効果は逐次あらわれつつある、こういう点については、あらわれている度合いがどの程度かということについて若干の認識の差がありますけれども、一般的な見方としては、そういうふうな傾向になりつつあると思うのです。したがって、この問題については、一番最後に、あなたに対する一

番最後の質問でひとつ締めくくっていきなさいと思ふのでありますが、その前に、そういうように引き締めが強化されている、だんだん浸透してきてい、したがって、その影響が具体的に各方面にあらわれてきている、特にきびしい条件としてあらわれてきているのが中小企業関係である、こういうように結論づけることは、あなたも何も否定することがないと思うのです。中小企業関係がきびしい条件にさらされつつある状況の中で、幾つかの面があるわけです。一つには、公定歩合の引き上げに関連して借入れ金利が上昇して困っている。二つには、引き締めが特定の業者に集中される、いわゆる重点引き締めが施行される形の中において、その業者が金繰りに困る、いわゆる借り入れに困るという問題が出てきているわけ

です。三つ目には、大企業が、それぞれの立場において金繰りに困ってきたという条件にしておいて、手形サイトを短縮するとか、現金比率を高めるとか、こういうような形の中でますます窮迫していくということになってくるわけでありま。そこで私は、この三つの点について大蔵当局に質問したいと思うのであります。一つには、引き締めの重点がいま不動産、建設業という形の中で施行されておるわけですが、不動産業あるいは建設業、これは大手と小規模、零細と、こう分けることができると思ふのであります。この対策がなされていく。したがって、不動産という名がつく、建設業という名がつくがゆえに金融引き締めの最重点の業界として指定せられて、これに対する貸し出しはきわめてきびしく措置されている。こういうように指導されていると思うのであります。そこで、その面からくる、大手はともかくとして、小規模、零細企業者の苦しみは、今日まさに、もうことばでは言いあらわせないような状況になりつつあるわけでありま。けれども、この重点施行という金融引き締めの方針については今後とも変更しない考えであるのかどうか、この点をまずお伺いしておきたいと思ふのです。

○岩瀬政府委員 お答えいたします。中小企業に對しまして一律に引き締めをやるといふことにつきましては、私どもは、やはりきめこまかく実態に即してやっていくということが選別融資の趣旨でございしますから、そのように全部こう並べて同じような調子でやるといふ考えは毛頭持っておりません。御指摘の不動産、建設業の中でも特に中小建設業は非常に困つておるという状況は、私どもも承知いたしております。したがって、たとえば建設規制の中でも五千平米以上の建物を建てる場合とそれ以下の建物の場合とは、五千平米以下につきましては規制からはすすとかいうような措置をとっておるわけござい

ます。したがって、先般出しました中小三機関の追加融資にいたしましたも、健全経営をやっておるけれども実態上は非常に苦しいというふうな金繰りにつきましては、この中小の建設業者に對しても十分めんどろを見つゝも用意しておるわけでございますが、一方におきましては、やはりまだ投機的な面で、不動産業が全般的に土地に對する投機——われわれから見ますと、本来ならばもうすでにこれだけ金融が締まってくれば土地の投げ売りとか、あるいは土地の手放しというものがもつとあつてしかるべきなのにそれが行なわれてないという点につきましては、やはり一方ではその点を注目して見ていかなければならない、こう考えております。

○佐野(進)委員 私も、その点については全く同感であります。したがって、きめこまかな対策を立てて、健全なる企業が存立することのできるような対策をひとつ積極的にとつてもらいたいと思ふのです。

そこで、それに関連して、本来大蔵省は、信用組合、信用金庫等に対しては、これら業種に對する貸し出しについても、一定の責任はない立場に立つておられるようでありま。けれども、現実にはきめこまかな指導をやつておられるという実例を私も幾つか知つておるわけでありま。こ

下級ということばは適切じゃございませんが、一般中小企業金融の専門のところ、たとえば信用金庫、信用組合等においても、中小企業であるといつても、一律に建設業であるというワケの中において貸し出しをしてはならないという指導が行なわれておる、こういうように聞いておるわけでございます。これは私が聞いておるわけでありまして、そういう事実があるのかないのか、あった場合には、それら末端における中小企業金融部面についてはそのようなきびしい措置は緩和する考えがあるのかないのか、この点について伺いしておきたいと思うのです。

○岩瀬政府委員 中小の建設業者に対して、選別融資の対象には加えておりません。したがって、そういうことは現実にはやっておりません。

○佐野(進)委員 現実にはやっていないけれども、私は聞いておるわけだ。しかし、これは水かけ論でありますし、やっていないというのが正しいと思うけれども、指導としてはそのようになっていくわけですね。それは単に建設業だけでなく、末端にいきまると指導が相当違ってくるわけでありまして、これは中小企業庁等を通じてさらに私ども深めていきたいと思いますが、大蔵当局としても、それらの点については本来あるべき姿において運営するようひとつ指導をお願いしたいと思うわけでありまして。

そこでもう一つ、これは中小企業庁と関連するわけでありまして、三つの問題といたしまして、大企業が金繰りに困ってくる、こういうことになりまると、結局、そのしわ寄せを中小企業に持ってくるわけでありまして。たとえば、金融公庫は今回五百億の緊急融資をする、昨年来二千数百億の緊急融資をするというように形で融資が行なわれる。しかし、行なわれた金が本来中小企業の手元に存在し、潤う形の中で事業が運営されてしかるべきであるにもかかわらず、これが手形サイトの短縮、さらには現金比率の引き上げ、こういうような形の中において吸収されていく、こ

ういう形があるわけでありまして、これは大蔵当局としてはいかんともしがたい、中小企業庁の範囲に属するというように大蔵大臣も答えておられるわけでありまして、これはひとつ私どもこれから中小企業庁のほうに質問を続行する中で深めていきたいと思うのであります。行政的な措置として、大蔵当局としても、これらの面については単に金を出すとだけのもので、あとは大企業へそれがストレートで流れてもやむを得ないという形ではたいへん不親切な措置ではないかというふうな気もいたしますので、どのように措置される考えなのか、この際ひとつ伺いしておきたいと思うのであります。

○岩瀬政府委員 たとえば先般出しました五百五億でございますが、中小企業向けの融資に對して申し上げますと、やはり全体的に見て中小企業の苦しい面に対してきたえようというわけでございますから、これはやはり資金繰りを見てやるということでございます。したがって、その資金繰りを見た結果、その金が一体どこに流れるかという点は、それがすぐストレートに大企業に行ってしまうというふうな観念すべきかどうかについては、私どもは必ずしもそう思っておらぬわけでございます。

たとえば最近の傾向を見ますと、これはおしかりを受けるかもしれないけれども、大企業と中小企業の手元流動性比率というのを見てみますと、大企業のほうはもうかなり正常に戻っておりますが、中小企業はマクロで見ますとまだゆとりがあるというふうな姿で来ております。にもかかわらず、こういうふうな五百億という追加をいたしますのは、やはり先ほど申し上げました般行現象に対してきたえよう、いわば困っておる中小企業のほんとうの健全な姿に対してきたえよう、こういうことでございます。したがって、その辺は、資金のめんどろを見た結果それが借金の返済に充てられるとか、あるいは資材購入の買い掛けに對して払われるとか、いろいろな形になると思いますが、少なくともそれは中小企業にとつて

はプラスであるはずでございます。その結果大企業にその資金が流れるというふうなことに必ずしもいかないのではないかと考えています。

ただ、最近のパターンといたしまして、御指摘のように、昔の形でございまして金融引き締めをやりますと大企業はすぐ下請への支払いをためてくる、したがって手形のサイトが延びるとか、いろいろの関係で中小企業に対して非常にしわ寄せが目立ってきておったわけですが、最近はその点はわりあい改善されておりますと、都市銀行を含めましてやはり中小企業金融に對してかなりそういうような配慮をするようになってきておるというふうな感じがいたしておりますので、大企業と中小企業との関係というものは昔のように上から締めつけるというふうには必ずしもなっておりません。

○佐野(進)委員 それでは大蔵審議官には、要望を含めて最後の質問をいたしたいと思うわけでありまして。

中小企業金融の問題はきわめてむずかしいわけでありまして、しかもこれから倒産数の増加が相当程度予測されるわけでありまして。新年度予算の中にもそれらの対策が当然盛り込まれておるわけでありまして、今後ともひとつ、大蔵省当局は積極的に中小企業金融に對してきめこまかな対策をとっていただくよう要望をしたいと思いますわけでありまして。要望と同時に、それについての見解をお伺いしたいと思います。

それから通産政務次官、いま私の質問したのはこれからの法案審議に對する前提としての質問をしたわけでありまして、この質問を通じての考え方を認識していただいて、通産省当局としてはひとつ大蔵省当局と積極的な折衝の中で、中小企業金融の原則を確立していただきたい。こういうことについてのお考えを、簡単にけっこうですか。両者からお伺いして、この問題の質問を打ち切りたいと思います。

○森下政府委員 物価抑制のために昨年の秋以来

総需要抑制、またそのためには金利を上げ、またかなりこの金融引き締めの効果を期待し、続けておりますけれども、そのしわ寄せが先生御指摘のように中小企業のほうへ来て倒産もふえておるし、むしろ大企業よりも中小企業のほうが出血をしながら非常に危機を迎えておる、特に昨年十二月に振り出した手形もこの三ヶ月に期限が来て、非常に資金繰りが苦しいのだというふうなことの陳情も実はわれわれもずいぶん受けております。そういうことで全般的な流れの中の、いわゆる物価を押えるための金融体制とは別に、やはり中小企業というものは通産省としては特に救済すべきである、いわゆるオーバークールにならないような中小企業対策をしなければいけないという目的観点から、この法案が出されたのもそういう目的でございますけれども、大蔵省ともよく連絡いたしまして、角をためて牛を殺さないように、中小企業の育成のために万全の対策を講じていきたい、このように思う次第でございます。

○岩瀬政府委員 金融引き締めをこれからまた当分続けてまいりますので、中小企業はこれからたいへん苦しい状態が出てくるかと思っております。したがって、私どもの行政面から見ても、より一そうきめこまかく指導をやりたいと考えております。

ただ、四十九年度の措置をすでにきめておりますのでちょっと申し上げますと、政府の三機関の貸し出し規模を相当大きく拡大いたしました。それから国民公庫の無担保無保証の制度を採用して拡大いたしておりますので、こういうものも含めまして、いま御指摘のような中小企業へのきめこまかい配慮をこれからも続けていくつもりであります。

○佐野(進)委員 それでは次の質問に入ります。中小企業庁長官と熊谷石油部長に質問をいたします。

今回の法律案は、この提案理由の説明にありますとおり、保険限度額の引き上げ、倒産関連中小企業者の範囲の拡大ということで、結論から言う

ならば、いわゆる今日の情勢に対応して保険限度額を引き上げるし、範囲を拡大して中小企業の救済に当たると、こういうことになっておるわけでありまして、私は本題に入る前に前提として条件を一つ取り上げて、この問題について長官とエネルギー庁の見解をお伺いしておきたいと思つてあります。

今日の中小企業問題を考えるとき、いわゆる大企業の進出によって中小企業がその分野を侵される、あるいは大企業の支配によって中小企業がこれに抵抗することなく埋没するといふか流されていく、こういうような形の中で、その存立の基盤を失つて倒産あるいはその他の条件の中で新陳代謝をしてしまふ。こういうような状況が見られるわけでありまして。特に今日の情勢は、それに加えていわゆるドル・ショックとかエネルギー問題とか、いろいろ新しい課題が頻発する中で中小企業者はその存立の基盤が大きくゆらいでいるのが現状であります。したがって、中小企業問題を今日の時点の中で取り上げようとするならば、どうしても中小企業者が存立していくことのできるような条件を幾つか取り上げて、積極的な対策を立てていかなければならないと思つてあります。ところが、今日の情勢は相変わらず小手先の手段と言へば言い過ぎでございますが、税制、金融指導という形の中で起きつつある事態に対して前年度の実績に相対比しながら対策を立てていく、こういうような中小企業対策であることをわれわれは本質的に感ずるわけでありまして、これはもはやその条件で中小企業問題を処理することは不可能になりつつある、こういうようにわれわれは考えるわけでありまして。

そこで、今日一番大きな課題になっているエネルギー問題、石油問題に問題をしぼりまして質問をしてみたいと思つてあります。まず第一に、このエネルギー問題の中における石油問題、石油問題の中の大企業と中小企業との分野におけるところのいろいろな問題点、こういうものがあるわけでありまして、石油部長は大企業と

中小企業との分野の中における石油業界の混乱、争い、こういうものが存在していると認識しているのかい、この点をまず最初にひとつ聞いておきたいと思つております。

○松村説明員 お答えいたします。

今回のエネルギー危機の中で大企業と中小企業の争いといふものは、そういったものがどういふふうにあつておると思つて、こういう御質問と承つたわけでございますけれども、石油業界の中で大企業と中小企業が併存しているといふところは、主として元売りの特約店及び、私もサブと申しますが、いわゆる小売りの関係、つまりガソリンスタンドのあたりで出てくる問題かと思つておるわけですが、元売りからガソリンスタンドまでの系列を簡単に申し上げますと、現在ガソリンスタンドが四万四千軒くらいございます。その中で元売りが直営しているもの、それから元売り系列の特約店が営んでいるもの、また特約店からさらにその下の段階、いわゆるサブといふもの、小売りに品物がおろされておるもの、こういった系列ができておるわけですが、いづれにしても、いま申し上げましたようなものは、たとえばモービルでございましてならばモービルの小売りといったようなものがついておるわけでございます。そのほかに無じると申しますか、元売りのサインボールの出ていないというものは、元売りのサインボールの出ていないというものは元売り系列から特約店、小売りの段階でございまして、このほかに元売りから大商社といふものがございまして、その商社が小売りを持つておるというふうな系列もあるわけでございます。

それで、今回の石油問題危機の中で一体どういったことが起きたかと申しますと、無じると申します小売店、これが第一に、ガソリンあるいは軽油の供給を確保することについて非常に困難を生じた面がございました。この点は現在では解消いたしておられます。それからそれ以外の系列店につきましては、そ

れぞれの元売り会社からの購入ということで量的にはそれほど不公平はなかったわけでございますけれども、一般的にいまして、御承知のとおり元売りが、メジャー等からのシッパーズユーザンスのカットということもございまして、若干と申しますか、元売りのうちの相当の数のものが特約店あるいは特約店に対するサイトの短縮をいたした面がございまして、これが一種の小売りに対する経営の悪化といふものを来たしておるわけでございます。

また商社の問題でございますけれども、特に、大体四十五年ごろから商社が持つておる小売りのシェアといふものが、この割合はほぼ固定いたしておられます。まあ徐々にふえておりますが、大體固定しているといふようなことでございまして、この面では、特に今日の石油危機で大きな問題があつたといふことは聞いていないわけでありまして。

それで、それでは小売りの小売りマージンといふものが今日の石油危機で一体どういふふうになつたのかといふ点につきましては、現在までのところ、元売り仕切りの高騰に対して流通段階のマージンが圧迫されたといふ観点は私どもはとつていないわけでございます。これはせんだつての商工委員会でもむしろ拡大したのではないかと、こういう御意見があつたようでございますが、私どもも事態は同様に認識しております。ただ、それはもういった事態においての話であつて、基本的には申しますれば、元売り小売りの段階を考えたとき、やはり政策意図と申しますのは中小企業を育成する、こういった立場で進むべきであるといふことは当然考えているところでございまして。

○佐野(進)委員 いま、あなたの答弁で問題の存在は明らかになつたと思つておりますが、結局この前の石油危機の状態の中でいわゆる無じると申す方々が非常に窮地におつた。今日なお、量は確保されたとしても、非常に苦しい諸条件の中に置かれておるわけでありまして。したがつ

て、これらの問題をどのように防ぐのかといふことは、石油といふ今日の状態の中における最大の課題の業界を一つ取り上げたわけでございます。単にこれは石油だけでなく、中小企業界全般について言えることでありますけれども、象徴的な面としていま取り上げて質問をしておるわけでありまして。そうした場合、あなたの方のほうでは商社で経営している、元売りが経営している、あるいはまた系列化として経営している、そういうような数をいま明らかにされておるわけでありまして、全国四万五千店弱の全小売り販売、いわゆるガソリンスタンドの中で三千七百、約四千がそれらの系列下にある、こういうことでありますけれども、これが将来さらに増大していく。過日中小企業分野の問題についてもここで議論がなされておるわけでありまして、そういう面からいって、これらの事業分野に対して、いわゆる商社、元売りといふ関係における進出が好ましいものであるとお考えであるかどうか、この点をひとつお答えをいただきたいと思つております。

○松村説明員 お答えいたします。

石油の流通過程におきまして、これまで元売り、それから特約店、小売りといった系列が大部分であつたわけでございますが、近年、商社系列といふものが四、五年前から非常に大きな比率を占めてきたわけでございます。これについてはいろいろな見方がございまして、元売りの直接の系列にある場合と、あるいは元売りにかつて大商社が幾つかの元売りから原油の供給を受けて、それで小売りを持つておる、こういう体制のいづれがよいかといふ点につきましては、私どもはまだはっきりした見解はございませんが、非常に好ましいといふか、あるいは非常に好ましくないかといふような判断はいたしておりません。どちらかといへばむしろ中立といった感じでおるわけでございます。

○佐野(進)委員 山形長官、すわつたばかりでまだ事情がわからないだらうと思つておるわけですが、いまの問題について質問してみたいと思つておる

です。それから中小企業庁長官にも聞いてみたいと思うのですが、いまの答弁では、どちらかといえば中立的だ、こう言っておられるわけでありませう。しかし私は、大商社がいわゆる末端のスタンドまで直接経営する、あるいは間接的に経営する。中小企業の分野において一つ一つのスタンドの営業状態を皆さんも見ておられてよくわかっておられるのでありますが、せいぜい四人、五人あるいは三人という小規模のスタンドが大商社の支配下に置かれていくということが、中小企業という問題を論ずる際、どちらかといえば中立的だということのような認識のもとに解釈していいかどうかということでもあります。

私は、いまここに資料があるわけでありすが、たとえば伊藤忠商事、これは伊藤忠燃料というものを直接的に資本金十億円ずつつて、これが共石、九石、キタナス、昭石、大協と提携して全国で九百十二店を営業しておられるわけでありませう。さらに、この伊藤忠燃料が子会社をつくりまして、その子会社がそれぞれの地域においてこれまたそれぞれの販売店を営業しておられるわけでありませう。いわゆる直営ないし子会社という形の中において、総数するならば九百、いわゆる千以上の店を持って運営をされているという実態がこの際明らかにされておられるわけでありませう。さらに丸紅は、丸紅燃料として東京に本社を置き、資本金は少ないのでありますが、九石系として百五店あるいは日石丸紅として百十店、こういうような形の中にいて系列店を持っておりませう。さらに三菱商事におきましては、三菱商事として第二部、支店として二百四十一店、あるいは子会社という形で中五十六店、その他を含めましてこれまた約四百店近い店舗を運営いたしておられるわけでありませう。さらに三井物産におきましては、直営として三百九十店、系列といたしましてこれまた約四百店以上の店舗を運営しております。日商岩井が六十四店、トーマスが六十七店、兼松江商が約百店、日綿実業がこれまた約百店、こういうような形、これは安宅産業等々を加えますと結果的に系列

の小売り店が約四千店近く存在するということになるわけでありませう。

このような大商社が町のスタンドと称せられるところまで進出する形の中において、小売り店舗に有形、無形の圧迫、影響を与えている。いわゆるスタンドに影響を与えておる。今日石油製品の価格問題等と関連いたしまして、この業界におけるいわゆる無しのと称せられた店の倒産はいまや必至であるのではないかとされるほどの状況になりつつあるわけでありませう。これはこれら大商社がみずから経営する、あるいはまた系列を通じて経営する、そういうようなことを除くことによって中小企業として安定した経営が行なわれるのではないかと考えるわけでありませうが、両長官のこの問題についての御見解をお伺いしたいと思うのであります。

○山形政府委員 ガソリンスタンドにつきましては、いわゆる系列、また商社系列等がふえておりますことは、いま先生御指摘のとおりでございます。これはだんだんと投下資本が大きくなりまして、町かどにスタンドをつくるというようになって、土地代の問題も含めて投下資本が非常に大きくなって、現実の動きとして系列が進んでおるのにはやむを得ないといえますが、それを認めるを得ない方向であるわけでございます。

それからまた、もう一つの原因といたしまして、特に商社系がこのごろ若干ふえておりますのは御存じだと思いますが、中近東のDDオイルを引いている比率は商社が非常に多いわけでございます。ちなみに去年の九月と十二月を比較いたしますと、商社がDDオイルを引いております増加率が実に五五・九から十二月までふえておるわけでございます。これはある意味では当時の石油危機に際して商社が数量の確保をはかったということかとも思いますが、そういう傾向で今後DDが非常にふえてくるに際して、商社系列が自分のガソリンスタンドを持つという傾向も当然出てくることではないかと思うわけでございます。いまお話しのとおり、無じろしといえますが、

いわゆる非常に小規模の人間で従来からやっておりましたガソリンスタンドが異常に圧迫されるのは避けるべきでありまして、われわれは現在ガソリンスタンドにつきましては新設を認めないという方向であるわけでございますが、今後認めます場合におきましても、区間距離を当然保持いたしまして、中小企業のやっておりますようなスタンドの近く、また勢力圏内に新しい強力なスタンドをつくらないような指導は当然続けていきたいと思っております。なお、商社活動全体のあり方ということも当然からむと思っております。ガソリンスタンド行政の観点からも、われわれといたしまして、今後もう一回これをよく精査いたしまして、今後の行政のあり方につきまして検討してまいりたい、こう考えるわけでございます。

○外山政府委員 御指摘の問題は、いわゆる大企業と中小企業の分野の調整はいかにあるべきかという問題に触れてくる問題でございます。

この問題につきましては、御承知のように、ずいぶん前から中小企業振興対策という面からいろいろの方策なり考え方が打ち出されているわけでございます。しかし、現実問題として現行法がございまして、それを利用していろいろ分野の問題について適切な処理が行なわれるように私どもとしては行政指導をすべき立場にございませうけれども、なかなかこれも活用されないというふうな状況にございませうが、御指摘のように、この問題は最近一そうその重要性を帯びてきたし、またこれについてどう考えていくかということが今後の大事な中小企業政策の課題であるというふうな私自身考えるわけでございます。

商社のビヘービアあるいは大企業の社会性といったようなものが一そう議論される中で、また一方、中小企業の分野がとかく侵されがちである。大企業が末端の中小企業しかやってない分野に初めて出てくるというふうなケースが頻発するような昨今におきましては、この問題について真剣に取り組まなければいかぬ、分野調整に関する適切な方途というものを私どもとしても考えたいとい

うことで、いま現行法の活用という面と、あるいは実態がどうなっているかということ、また、現行法にはどういった不備があるかということ、こんなようなことを実際の問題に当てはめながら勉強しているところでございますが、何とかして適切な方途を見つけて、そして行政措置なり、要すれば立法措置が考えられるようなところで勉強してまいりたい、こう考えているわけでございます。

ただいま御指摘のような問題につきましては、やはり一般的に中小企業、大企業の分野調整と申しまして、業種、業態によりまして、また、その業種、業態の受けている課題によりまして、いろいろ一般的に処理しきれない問題点が業種ごとにはあるんだらうと思っております。いま山形長官が答えになりましたように、投下資本が大きくなるとか、扱う原油が非常に高くなるとかいうふうなことから、なかなか中小企業分野ではやりきれない面が新たにできてきているのだというふうなことも大事な要素だと思っております。しかし、同時に、中小企業の販売業者がますます多くなりつつあるという点も十分考えなければいけない。業種、業態の問題としては、私どもはやはり御指摘の点を具体的な問題点として、そして今後勉強の材料にしていきたい。そして、いま一方的にこれがこうあるべきだということを言うにしましては、勉強が不足であるということを申し上げまして、お答えにかえさせていただきます。と思ひます。

○佐野（進）委員 勉強が不足では困るのですが、その程度しか答弁できないというぐあいに理解しておきたいと思ふのです。

そこで、私、エネルギー庁長官に御質問を続けたいと思ふのでありますが、結局、商社活動の限界というものをどこに置くかという、これは商社問題に帰結すると思ふのでありますが、少なくとも大商社の進出によって末端小売り販売店がその支配を受ける。支配を受けるという形はいろいろあると思ふのでありますが、結果的に自分の

子会社をつくって店をどんぶりふやす、それに對してどうたえるのかという、いまの長官の答弁でけっこだと思うのでありますが、それとなくして、資本の支配の中で系列化していく。たとえば、いま一つの店を持つにいたしても相当の金がかかる、したがって、なかなか単独では開店できない、そこで、その会社の、いわゆる商社の下に入って店を経営する、こういうような方法もあると思うのでありますが、これは新しく持つ場合と既存の店との関連があると思うのであります。既存の店に対しては、いわゆる原油価格の高騰その他諸経費の値上がり、こういうことで、増担保の強い働きかけの中で系列化を促進しようとしている、あるいは油の供給という面からその系列下に組み入れ、やがては直營の方向に持っていくとする動き、こういうことは明らかに商社の持つ巨大なる資金力と、いわゆる原材料を確保しているという形の中における巨大化しようとする欲望のあらわれの行動である、こうぐあいに理解するわけでありますが、これでは中小零細企業者は救われないわけでありまして、これらの点については積極的な働きが必要ではないか、こう思いますので、この点についていま一度御答弁をお願いしたいと思います。

さらに、時間がだんだんなくなつてまいりますが、引き続き答弁を求めたいと思うのであります。今日いわゆる石油製品の価格の問題がたいへん大きな課題になっております。これは予算委員会でもやっておりますから、私はここで取り上げてこの問題を議論しようとは思いませんが、しかしこの問題に関連したとして、いわゆる商社等の系列下において経営している企業と、そうでない小売りを専業としていた企業との間においては大きな格差が生じていると思うのであります。この点につきまして、行政指導によって価格を決定しようとしていたエネルギー庁といたしましては、どのような観点に立つて対処されたかといふところ、いわゆる一般石油製品については、受け取った利益を吐き出させるという観点に立つて措置をしておられると思うのであります。い

わゆるマルするその他の企業においては受け取った利益と称するものが微弱であり、失なおうとする損失のほうが非常に大きいと思われているとき、きめこまかな対策が必要であらうと思うのであります。この点を含めて御答弁をお願いいたします。

○山形政府委員 御指摘のとおり、これからの動きから見ますと、だんだんと油が上がりまします、金融も引き締めが行なわれておるわけでございまして、私、率直に、そういう先生の御指摘のとおり傾向が出る可能性があるということは認めざるを得ないと思ひます。

非常にむずかしい問題でございすけれども、先ほどもちょっと触れましたように、商社の実質上保有しておりますスタンド、その近辺のスタンド、その辺の実態をぜひ一回、私、調査してみたいと思ひます。これは実際の動きと契約の動き、または金銭の貸借の問題等、なかなかつかみにくい点があるかと思ひますが、そういう点も含めまして、一回、調査をいたしたいと思ひわけでございす。

それから、現在石油価格の値上げについて政府内部で検討を進めておるわけでございまして、現時点ではまだ各省間の調整がついておらない段階でございす。

ただ、私の現在の感じを申し上げますと、非常なる値上がりになりますので、これを物価対策という観点からできる限り低く押えるということが一つの原則でございす。それから末端価格につきましては、これは非常に複雑な様相を呈しておりますけれども、特に民生に非常に直結いたしております灯油、LPG等につきましては、当面の価格の据え置きを考えたといつておきます。また、できましてガソリン等につきましても、これは非常に競争の激しい業種でございすし、末端で非常に数多くのドライバー及び中小企業、農業等が使う油種でございすので、この辺につきましても、指導価格を設定して、それで当面指

導していくのが一番妥当ではないかという考えを持っておるわけでございす。

受け取った利益の吐き出しというような問題につきましては当然のこととてございす。去年の十一月十二で非常にもうけたといわれておりますものは当然これを吐き出していただく、それで新しい価格体系の設定の中でこれを調整していくという考え方で進んでおるわけでございす。なお、いま御指摘の中小の零細なガソリンスタンドにつきまして、こういう異常なる石油価格の高騰の中でこれをどうするかということにつきましては、おそれなく金融措置で当面何らかの措置を必要とするということではないかと思ひまして、現在その辺につきましても検討を続けておるわけでございす。

○佐野(進)委員 いまの最後の点であります、私が申し上げたいことは、いわゆるマルするしをはじめてとする中小経営者が今日の政策の犠牲にしているその存立の基盤を失う、こういうことのないようなきめこまかな配慮が必要ではないか、こういう点を強く指摘いたしまして、今後ともこれらの部分について積極的な対策をひとつ立てていただきたい、取り組んでいただきたいということとで質問を終わりますので、エネルギー庁長官には退席をしていただいけつこうであります。

そこで、本題に入りますが、中小企業信用保険法改正問題につきまして中小企業庁長官を中心に行なつた御質問をしてみたいと思ひわけであります。

まず第一に、今回の法案は提案理由の説明にもありますとおり、「保険限度額の引き上げ」さらに「倒産関連中小企業者の範囲を拡大する」この二つでございす。この提案の真のねらいは一体どこにあるのか。すなわち昨年のオイルショックに対応してとられた措置として認識しているのか、あるいはそうでないのか、この点質疑に入る前提としてお答えを願ひたいと思ひます。

○外山政府委員 今回の法律改正につきましては、その提案理由でその事情について申し上げてございす。中小企業信用補完制度ということ

の内容から見まして、中小企業の資金需要に必ずするための保険限度というものは、それぞれの状況の中でできるだけ適切な限度にしていかなければいけない、実際の中小企業の資金需要は借り入れの残高というふうな点で見ましても逐年上がつてい

るわけでございす。それを反映して保険限度を引き上げるといふようなことが非常に大事なポイントであるといふようなことで、限度の引き上げといふものは常に私どもとしては実情に合うような検討をしているわけでございす。今回もいろいろな状況から見ても今回のような限度の引き上げをしたいということが一つでございす。

もう一つは、いま御指摘の問題点が重なつてくるわけでございす。最近のように中小企業に對するいろいろな環境の激変といふことからくる特別な資金需要といふものがやはり出てくるわけでございす。そういったときに適時適切な保険限度の引き上げといふことをやるには現行法は決して十分なかつたことにはなつていない。ことに最近のような原材料不足といふような問題を契機に中小企業がどういふ影響を受けるかといふようなことをいろいろ見てまいりますと、やはりこの際、倒産関連保険といふようなことと同じような考え方、つまりその考え方を豊富にいたしまして、そしてやはり適時適切な保険限度の引き上げが現在の状況あるいは今後の展望される状況の中で必要ではないか、こういうふうな考え方をたつてございす。したがって、私どもとしましては、もうすでに起こりつつある事情、あるいは今後起こるかもしれないといふ中小企業をめぐる困難な事情、そういったことに備えて今回の保険法の改正はぜひ早く実行に移したい、こう考えます。したがって、先生御指摘のようにオイルショックのために考えたのかといわれれば、そういうことにも役立つといふ自信はございす。しかし、それだけが動機の一つではないといふうなことでお答えしたいと存じます。

○佐野(進)委員 そういたしますと、毎年のよう

に改正をしているわけですね。もう少しひとつ長期の見通しに立って日本経済の中における中小企業者の置かれている立場、これはその条件が悪化する方向に大きく動いておるわけでありまして、けれども、その長期的な展望に立って、もう少し少くも、その修正をする、小手先で、毎年少しずつドル・ショックが来たらこうだ、何が来たらこうだということでもなく対策に取り組むことが最も必要ではないか、こういうふうに考えるわけでありまして、この点についての見解と、それから中小企業信用保険公庫のほうから理事が来ているようにありますけれども、これらの改正が中小企業保険についてどのような役割りを果たすというふうに見通しておるのか、その点についての見解をこの際聞いておきたいと思うわけでありまして。

○外山政府委員 確かに御指摘のように、各保険種別につきまして、毎年とは申しませんが、引き上げているケースがここ数年続いているわけでございます。この点は先ほども申しましたように、やはり実情に合った保険限度の引き上げというふうなことで私どもはそのつど措置をしているわけでございますが、いま御指摘のように、それではもう少し長期に考えて、やがてこのくらいの限度にもなるのではないかと、したがって四、五年分、極端に申しますと、借り入れ残高の伸びというものはある程度過去の時系列から見てもわかるわけでございますから、それである程度先を見限ることにしたかどうか、こういう御提案だと思っております。しかし、よく考えてみますと、私どもから見ますと、やはり中小企業者の立場だけを見ますと、保険限度が高ければ高いほどいいかもしれません。しかし同時に、これはやはり信用保証というふうなことを通じて中小企業のためのささえをするわけでございます。そのためのいろいろな経費と申しますのは国の財政資金も役立ちますし、地方公共団体の金も役立ちますし、それからまた全国の保証協会が健全な運営をしながらそのときの実情に合った信用保証業務をやるようにこれを応援する、しかも必要にして十分な応援で

あり、かつまたオーバーでない応援でなければならぬ、こういうふうな角度も必要であると思えます。したがって、やはり適時適切な限度というものをもちてそれに対応したいという財政政策なり金融政策で保証協会の応援する、こういったことがやはり政策としては大事なのではないだろうか、こういうふうな考え方でございまして、それがまた法律ではっきりと限度というものを書きで書いてあるというふうな事情にもつながっているのではないかと、こう考えるわけでございます。また、できるだけ先のことを見越した考え方をとりたいとは思いますが、同時に信用保証業務に対する国の関与のしかたという面から見ますと、やはり適時適切な限度ということが大事なポイントにもなるだろう、こう考えるわけでございます。

○黒津説明員 私ども全国にございます五十二の保証協会の保証に対応いたしまして保険を実施しておるものでございますが、現在の情勢といたしまして、私どもの扱います各保証協会の行ないます保証につきましては、一件ごとの金額というものが非常にふえてまいっております。最近で申しますと、全体の平均でございますが、一件当たり二百万円程度でございます。最近では二百四、五十万円になっておる、こういうふうなことでございまして、それぞれの保険種別ごとに相当金額の大きな需要が出てまいっております。この金占める割合が大体八割くらいでございます。運転資金は、現下の動向といたしましてやはり相当かさ高になってまいります。こういう情勢はやむを得ないところだと存じます。私どもとしましては、明年度の予算要求にあたりまして、中小企業庁並びに銀行局と御相談いたしまして、やはり最小限度このくらいの限度上げが必要であるというところで、現在御提案申し上げているような限度上げを行なうということが時宜にかなった適切な措置ではないかというふうに考えたわけでございます。

さらにまた、倒産関連保険の拡大でございますが、倒産につきましては、前々から現在の規定でもってある程度の実績をあげておりますが、今後いろいろ予想されます諸般の中小企業に対する特殊事情の反映というふうなこともございまして、エネルギー危機も含めまして、そうしたことの適切な対策をとるという意味合いにおきまして、私どもとしましては倒産関連の範囲が拡大されて、タイムリーな施策がとられることが非常に喜ばしいことと存じます。私どもとしても、今回の法案につきまして全面的に歓迎すべきものというところで御相談にあずかりまして、本法案の一日も早い成立を待望しておる、こういう状況でございます。

○佐野(進)委員 そこで、具体的な質問に入りますが、その次の問題としましては、今日いわゆるオイルショックが中小企業に与えている影響はきわめて激しいものがあるわけでありまして、長官は、まあそれだけではございませんとおっしゃられますけれども、私どもはむしろそこに焦点を当てて、あたかもあるある対策を中小企業政策として実施していったらいい、こういうふうな考えざるを得ないわけでありまして。特に今日オイルショック、引き続いての金融引き締め強化、それに基づく金詰まりの影響は各企業に、先ほど銀行性があるとは言いましたけれども、激しい影響を与えているわけでございますので、そういう面から各企業はそれぞれみずからの存立を守らんとするために積極的な対策を立てて手を打っているわけでありまして。

その一つといたしまして、先ほど大蔵省当局にも質問申し上げましたけれども、結果的に大企業は手形のサイトを短縮する、さらにまた現金比率を高める、こういうような形の中で大企業の金融の緩和と緩和と申しましょうか、大企業金融を行なっているわけでありまして。私は一つの例として申し上げて製陶業界の中でもそのようなことが行なわれておるということを聞いておるわけでありまして。これが事実であるか、ひとつお調べになっ

ていただいて、そのような事実があるならば具体的な対策を立てていただけるものであるかどうか、この際御見解をお聞きしておきたいと思うのであります。このことの持つ意味は、将来政府資金が多く出される、さらにまた限度が上がる、こういうような形をとりましても、結果的に中小企業を素通りして大企業のところへその資金が流れていく、それをどうやって食い止めるかということについて重要な意味を持っている、こう思うから質問を申し上げるわけでありまして、東洋陶器の場合、いままでは納品して買っただけで、三十五日間の期間を置いて締め切りをする、さらに支払いについては百二十日の手形をもって支払いをする、こういうような形になってきたのが、十五日締め締め切りは二十日、そして短縮については二カ月、こういうような形の中で短縮をして、中小企業の方々がその条件に合わない限り品物を売らない、こういうふうになってきています。いわゆる現金比率を高める点については、いままでオール手形であったのに、その上にさらに二〇%の現金を積み重ねれば品物を売らない。今日原材料の不足が叫ばれているとき、そういう条件を整えてでも買わなければ仕事にならないという小規模企業がたかさんあるわけでありまして。そういうようなことが現実の面としていま行なわれているわけでございます。これは単にこの業界だけでなく、相当広範囲にわたっているようにあります。中小企業庁のお調べになった資料によっても幾多の短縮の実情が明らかにされておるようございまして、一体これらについてどのような対策を立てて対処せられんと思おるのか、長官からひとつ御答弁を願いたいと思ふのです。

○外山政府委員 御指摘のように、せっかく中小企業のために金融上の配慮をしたのが大企業の資金繰りに役立つような機能しか営まないというふうなことになることは、実は資金というものが転転と流通するものであるだけに、ある程度はそういうことが起こることは十分わかるわけでござい

ますが、しかし私どもの目的はそこにあるわけではなくて、本来そういった手形サイトの短縮とか現金比率を高めるということについて中小企業に對する不当な強制がありはしないかというふうなことが、私どもから見れば常に問題になるわけでございます。したがって、少なくとも下請企業がそういう意味の圧迫を受けはしないかということから見る下請動向調査ということを始めやっておりますけれども、実際の取引関係でそういうふうな手形サイトの問題や現金比率がどうなるかということにつきましては、金融機関の窓口なり、あるいは業種別の実態を業界団体の人から聞くとかいうふうなことでいろいろ調べております。ただ、なかなか力関係が左右する問題であるだけに、また取引のディテールに及ぶ問題であるだけになかなか的確な事情がわからず、かつそれに対する対応策もなかなかむずかしいわけでございます。しかし、いま御指摘のような事情が具体的な名前とともにはっきりしておりますならば、これはやはり関係の、たとえば東洋陶器ですと生活産業局が業種としての所管をしているわけでございますが、そういうところを通じて実態を見きわめ、そして不当な圧迫をしているのではないかとというふうな角度から、そういう問題意識を持って事情を調査し、適切な対策が打てるように計らいたい、私どもとしては少なくともそういう意味の配慮はいたしたい、こう考える次第でございます。

○佐野(進)委員 この法案が提案された背景の中にオイルショックが当然あるわけでありまして、けれども、そこで現在通産当局は、いままでのこの経済情勢の中でどれだけ倒産が増加しているというぐあいには判断されておられるのか。あるいはこれから四月、五月というふうな情勢があらわれると予測されているのか、この点を簡単によろしくごさいますからひとつ御説明願いたいと思ひます。

○外山政府委員 倒産件数は、昨年の上半期がわりあいに少なく推移したわけでございますが、下半期から逐次ふえてまいりまして、秋口からかなりの高さになりつつある、そして十二月には九百件の大台をこえるというふうなところまで至りました。一月は若干少のうございましてたけれども、また二月は、二月としては最高の件数になりました。八百五十七件というふうなことで、かなり高い水準が生じつつあるわけでございます。もちろんまだ四十三年のころのようない千件をこえるというところにはまだ数字上はいっていないわけでございますけれども、この現在のふえ方というのはやはりかなり注目値する。と申しますのは、いまもう一つの御指摘でございますが、いままで考えているかということでございますが、いままで倒産の推移、その中身等を見ますと、何と申しましても新しい要素である原材料の問題というふうなことが大きな影響をしている面がございまして、今後この問題がなくならないうちに、もう一つ総需要の抑制効果が働いてきまして、そして製品の需要という面で影響がさらに出てきやしないか、それは現在すでに建設業とか繊維業にある問題がさらに機械工業に全般的に波及してくるということになりまして、倒産件数についてはかなり懸念が持たれるわけでございます。私どもとしましては、今後三月、四月、五月、六月、この辺の状況について十分注意してこれを見守っていききたい、こう考えている次第でございます。

○佐野(進)委員 そこで、そういうような情勢の中で、昨年末からこれまでにいろいろな対策がとられてきておるわけでございますが、特に本年度は、これらを受けて財投その他の融資も相当大幅に増額を見られておるわけでございますが、この際、特に中小企業関連に對して貸し付け規模五百五億円の特別融資が行なわれておるわけでありまして、この特別融資の対象としての業種が幾つかあげられておるわけでございますけれども、これらの業種と一般業種との関連をこの五百五億の中でどのように位置づけられているのか、いわゆる五百五億というのは、重点的にそれら指定された業種に對してやるのであるのか、あるいは一般的な形の中においてそれを消化しようとしておられるのか、その点についての見解をこの際明らかにしていただきたいと思いますし、さらに新年度から行なおうとする融資の方法につきましましては、どのような方法をもってこれを処理しようとしておられるのか、この緊急融資と関連いたしまして、その点の御見解を明らかにしていただきたいと思いますわけでありまして。

○外山政府委員 まず第一点の五百五億についての業種上の関連でございますが、私どもは、政府系三機関に五百五億の追加をするにあたりまして、最近やはり業種別の状況について、他の業種よりはいろいろ問題が深刻に起こっているのではないだろうかというふうな感じのする業種を幾つか重点業種としてはあげたわけでございます。これはしかし、五百五億をこの業種の全部に割り当てるとか分配するとかいった性質のものではございませんで、今回の追加にあたっては、こういう性質のケースあるいはこういうふうな業種、こういったものに特に注意しながら、具体的な事情をよく見きわめて適切な融資をしてほしい、こういっているわけでございます。決して業種的な割り当てとか、一般業種と指定した業種の区別とかいうことを画然として指導しているわけではございません。ただ重点を指向してほしい、こういっているわけでございます。

それから第二の年度の問題をどうするかという御指摘でございますが、今回の五百五億も、そのとき発表いたしましたように、とりあえず三月はこうしたい、こういっているわけでございます。今後状況の変化に応じて適時適切な対策を機動的にとっていくたい、弾力的にとっていくたい、ということをおっしゃっているわけでございます。それは四月以降、新年度になりまして政府系三機関の融資のワケというものがまた出てくるわけでございますが、その実行にあたっては、たとえば三月と同じような事態が予想されれば、四十六のためにあるいは七十九に用意していた分を若干繰り上げて使用するか、あるいは通常のペース

では不十分であるということからワケの追加をするとかいうふうなことも考えなければならぬ。そういう事態でないことが望ましいと思ひますけれども、ただ事態によってはそういうことを考えるというところをあらかじめ申し上げながら、今回の措置を行なったわけでございます。したがって、四十六につきましましては、状況に応じて適切な措置を金融三機関の融資についても実行してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○佐野(進)委員 そこで、そういうような形の中

でこれから取り組まれるわけでありまして、倒産関連中小企業者の範囲を拡大することである、今回のこの法案が成立した形の中において、倒産関連中小企業者の範囲を拡大しようとする、そういうことになっておりますけれども、その理由として原材料等の供給の減少というふうな事態を想定し、これを倒産関連のワケの中に入れていこうとしたおるわけでございますけれども、そのようなことがはたして原材料等の供給の減少という、そういう状況の中において入れられ得るものであるかどうか、若干ここに疑問があるわけでありまして、いわゆる倒産関連で、原材料の供給が減少したから倒産するという事態が予測されることは当然予測されるのでありますけれども、この法律としての提案説明の中におけるこの措置として、そういうふうなことに入れるのは若干無理ではないか。したがって、これらの問題については特別立法なりあるいは倒産関連というのと別にして対処する、こういうふうなことでなければならぬのではないかと、こう思ふわけでございますが、この点、こういうふうな形の中において提案した趣旨と、それは無理でないという考え方についての具体的な例をひとつお示しいただきたいと思ひます。

○外山政府委員 今回の改正条文につきましては、ただいま御指摘の原材料の減少という点は、

「著しい減少」というふうな字句を使っておきまして、一つのポイントは、通常予想されるような変動ではなくて、その大ききというところが一つ問題であるというふうなことで「著しい減少」ということが書いてありますが、同時に、これだけが原因ではないと、中小企業者の経営が非常に不安定になっている、業種別に見ても非常に不安定な業種になっているというふうなことが重要なポイントになるわけでございます。したがって、ある原材料の著しい減少が原因ではございますが、結果としてある特定の業種の中小企業者の経営が非常に不安定になる、たとえば売り上げ高が全面的に大きく後退するというふうなことも一つの現象だろと思ひますが、そういった点が非常に大事な判断ポイントになるわけでございます。これは、原材料の減少というふうなことが通常予想されるようなものでしたら、何らこういう措置は要らないと思ひます。しかし、今回のようなことを考えますと、やはりこういった著しい減少と中小企業者の経営の不安定というふうなことがはつきりすれば、その業種を指定いたしまして、そしてその業種に属する人に対する保険限度の拡大ということをやることが倒産関連の現在の一、二号の規定と同様の意味において私どもとしては必要な対策ではないだろうか、こう判断したわけでございます。

御指摘のように、特惠対策とかあるいは先般のドル・ショックのように、中小企業者の特定の分野に非常にきつ立って出てくるということ、しかもその特定の分野がかなり広範であるというふうなことになると思います、これはもう完全な別ワケとしての保険限度が必要だろと思ひます。こういう際には、御指摘のように立法措置が必要だろと思ひます。しかし、今回のような場合、たとえば電力制限でネオンの工事業者だけが非常な影響を受けてしまう、そういうことになりますと、その人たちに与へては、その売り上げの不安定という点が顕著に出てくるわけでございます。あるいは今後建設業が、公共事業の抑制とか総需要の

抑制とか設備投資の抑制ということ、とりわけ大きな影響を他の業種と違つて受けるんだろと思ひます。その受けるときに、建設業の実態が非常に不安定な企業経営になるという実態であれば、これを建設業の問題として処理するということがやはり中小企業者の信用補完政策としては大事なことではないだろうか、こう考えているわけでございます。したがって、今回のような条文を用意したわけでございますが、経営の不安定というところに私どもとしては重要なポイントを置きながら適切な運用をしてみたい、こう考える次第でございます。

○佐野(進)委員　しかし、そういったしましても、今回の措置だと、原材料の供給、製品需要の減少ということによって指定を受け、倒産関連保証を受けている中小企業者が、かりにその後親事業者が倒産して指定されても、これまでの倒産関連保証は受けられない、こういうぐあいに解釈されると思うのですが、この点はどうか。まことにどうも微妙なところの見解になるわけですが、その点についての見解をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

さらに、倒産関連保証とは別に、こういうことについては特例措置にしておけば、こういう事態が起きて何ら心配することなく直ちに対処できる、こういうぐあいにこれまで考えられるわけでありましかども、この点が非常に微妙かつ、何といひますか、解釈上の問題になつてくるわけでございます。法律のたてまえ上、そういうような措置をされておかれたほうがよいのではないかと、こういうぐあいに解釈するわけでございます。長官のひとつ見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○外山政府委員　御指摘のように、倒産関連保証の一、二号、三号というところでやっておりますので、確かに一つのケースではあればその残高の範囲でしか限度に余裕はないということになるわけでございます。もちろん限度ワケに余裕があれば再度指定することは意味があるわけでございます。

すけれども、片ほうで限度一ぱいに使つてしまつておればその意味がないということは御指摘のとおりだと思います。

ただ、私どもといたしますと、これをさらにもう一つ別ワケというふうなことにしようとする深刻な状況であれば、これはそういうふうな状況が広範に起こっている際だろと思ひます。したがって、単なる補完措置だけではなくて、いろいろな措置をもつて対応策を講じなければならぬというふうなケースではないかと、いろいろな感じもいたします。したがって、ドル・ショック対策のときにもそうございましたし、特惠問題についての対応策をとるときにも総合的ないろいろなことを考えたわけでございますが、先生御指摘のようなケースがあれば、おそらくその必要性を満たすような事態であればむしろ特別立法でやるべきであるというふうな実態が多いのではないかと、いふように考えるわけでございます。抽象的なお答えで恐縮でございますが、私どもとしてはそういう考えで、やはり倒産関連保証の中で、その事情だけ多様にいたしまして、そして適用されるケースを豊富にしたわけでございます。限度そのものはこの中でやつてもらおう、こういうことを考えたわけでございます。

○佐野(進)委員　長官、そうすると、結果的にそのような事態が出た場合は、特別な状態として立法措置が必要と考へ、立法に踏み切る、こういうぐあいに理解してよろしいのですか。

○外山政府委員　そのケースだけをとりえて申し上げてはいただけなくて、そういうケースが起るような事態、それは中小企業者から見れば、多ければ多いほどいいのかもしれないが、客観的に見て、これは従来のワケと全然別のワケの保険限度を設ける必要があるというふうなことであれば、それはそれだけ事態が深刻であるというふうな判断すべきだろと思ひます。したがつて、その際にはもっと広範にそういう問題が起るのではないだろうか、こう考えるわけでございます。したがって、そういうときには過去の

立法措置が講ぜられたように、私どもとしてはそういう深刻な事態に対応する措置としてはこれでは不十分であるというふうな事態ではないか、こういうふうなことを考へてございます。

○佐野(進)委員　政務次官、いままでの長官と私のやりとりを聞いておられて、結果的に私どもが心配していることは、この法律は法律として、緊急を要する問題であるから、これはできるだけ早く成立をさせたい、そういうことできょうもやつて長時間かかつて議論をしておるわけですが、結果的に、長官と私の質疑の中で明らかになってきているように、いわゆる二月危機、三月危機と叫ばれてきたけれども、当面、小康を保ちつつある、しかし倒産件数は相当増加している、四月、五月においては相当程度増加するという予測であるというところは先ほど来明らかにされておるわけですが、そういう状況に対して、この法律だけではとまかく足りない点が多いのではないかと、したがって、それらの条件を想定するならばこの際いわゆる立法措置を講ずる必要があるのではないか、こういう点を私は主張をからめながら質問をしておるわけですが、この点についての長官の御答弁がいまあったのですが、政務次官としての見解をひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○森下政府委員　中小企業育成のためには金融だけの問題がすべてではないと私は思ひます。そういうことで、先ほどから先生の御質問等を通じまして、いわゆる大商社の中小企業等における活動の限界、いわゆる進出問題等、こういう問題も考へて考えなければ、中小企業に金を有利に出しましてこれがすぐに大企業に流れていく。たとえば手形サイトを縮める方法とか、現金のケースをふやす方法等によって、せっかくの中小企業対策の効果があがらないということ、先生の御指摘のとおりだと思ひます。いろいろ石油問題等の販売方法を見ておられます、過去においては非常に乱売の状況がございまして、いろいろな系列からいろいろな形で石油が売られてきた。その中にあ

って中小企業はその競争に耐えられない、非常に成績が下がる、そういうところに大企業が直接販売に乗り出してくる。また近代化、合理化に名をかりて、また過当競争に名をかりて小売店までその傘下におさめる。こういうケースは石油だけではなしに、自動車販売とか他のいろいろな商品でも私はかなり見られるように思います。

そういうことで、この法律の趣旨は、先ほどから長官が申上げましたように、これはかなりの効果があるし、またこれはますます強化しながらやっていかなければいけませんけれども、何か他の方法によっていわゆる大商社の活動の限度を押える必要もあるんじゃないだろうか、そうしなければこの法律の効果もない、私もそのように思っております。

そういうことで、将来の問題として、いわゆる商社法等を立法することによって大商社の活動の限度を抑えながら中小企業に対する金融の効果をあげていく方法、やはりこういう総合的な中で中小企業を育てなければいけないし、特に今回のオイルショックの場合は急激な問題でございまして、その中でもネオン業者とか、プロパンの削減のために個人タクシーが非常に困りになった。そういう問題を適時適切に取り上げ、優先的に出して救済しなければいけない、そのように思っております。四十九年度の予算でもかなり三金庫からの貸し出しワークをふやしております。またこの弾力条項の財政投融資のワークもかなりふえております。また、これとさう審議いたしているおきますこの保険の問題もあらためて、いわゆる金融政策を通じて中小企業の育成につとめていきたい、このような覚悟でおります。

○佐野(進)委員 それでは長官、いままで質問した事項を受けて、たとえば長官の言われるように、特別立法ということでは先の問題だとして考えて、いま当面この法律に基づいて緊急的な対策を立てていく、こういったとき、現状から見ると、先からではなく、いまの状態から見て、この特例措置をすぐ適用する対象業種としてはどのよう

なものか予想されるのか、今後は—今後というのはいく月、一月半でもよろしいですが、今後はどのような業種が予想されるのか。この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○外山政府委員 先ほど、一つの考え方としてネオンの話あるいは建設業の話などを申し上げましたけれども、もちろんこの立法が実現する場合に、中小企業の経営の不安定とはどういうふうな基準を設けるべきか、あるいは「中小企業者の相当部分」が云々と書いてある「相当部分」とはどうか考えるべきかという問題についての一つの考え方をはつきりとお示しすべきでありますし、それはまた同時に一つの議論の問題であると思ひますが、私もそれはそれにつきましても大体の常識的な考え方から見まして、先ほど申しましたような現状で見ますと、一つは建設業などは十分考えられるケースではないだろうかと思ひますし、今後のことで申しますと、たとえば機械工業がそういう業種がかなり多くなるのではないだろうか、こんな感じがよく然としておるわけでございます。

○佐野(進)委員 この点について中小企業信用保険公庫の黒澤さんはどう考えますか。

○黒澤説明員 私どものほうといたしましては、先ほど申し上げましたごとく、第一線の保証協会の仕事を助ける立場にあるわけでございます。総合いたしましたとして、私も並びに保証協会におきまして、現下の実情に際しまして、どういう資金の需要があるか、どういう業種に需要があるかというところにつきましては常に注意をいたしているところでございますが、これに対する保証、保険ということにつきましては現在の法律のもとにおいて運営されております。先ほど申し上げましたごとく、状況の推移によりまして、ただいまの経済変動に関連いたしました倒産関連というふうなことで、政策御当局の御判断によりまして適切な措置がとられますれば、それに即応して十分協力する体制をつくつてまいりたいということと考えております。

○佐野(進)委員 それでは長官に質問します。

当面、中小建設業あたりが対象として考えられる、こういうふうなお話があったわけですが、私も全く同感だと思ひます。今日、中小、特に中よりも小以下の建設業界の置かれていた立場はまさに深刻であるわけでございますから、したがって、これらの方面に對し融資をするというところは当面しなければならぬ重要事項でありますけれども、これは融資の問題を議論しておるわけですから、それ以上どうだとかこうだとかいうことになりませんけれども、実際上の問題といたしまして、それだけでは足りないたくさん条件が存在していると思ひます。融資だけでは足りないたくさん条件が存在していると思ひます。融資だけでは足りないたくさん条件が存在していると思ひます。

具体的に把握してない、たとえば建設業界だと、抽象的にこれこれこうだろう、こういうところだけではやはり親切な指導にはなっていない、したがって、いさ少しくそれらの要件については、対象業種に対して指定する要件というものを提示する、示す、こういうふうなことが必要であると思ひますが、この点についての見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○外山政府委員 建設業の場合、もちろん金融だけではございませんで、建設工事に対する発注態度というものが非常に大事でございまして、これは中央、地方を通じて中小建設業に対する配分が行なわれるように、またそういう発注工事の内容についても、原材料高騰等を反映した考慮が払われるように、こんな点もあわせて大事なポイントではないか、こう考えているわけでございます。決して金融だけがすべてであるというふうなことでは私どももいけません。

それからもう一つの御指摘で、たとえばこういうことで建設業などをあげているのかという御指摘でございますが、これは私もよく然と申し上げたわけでございますが、一つの考え方として、いまだ実ははつきりとされたわけではございませんが、私どもの考え方としては、中小企業の相当部

分の経営が不安定になるというふうなことをどうつかむかということになるわけでございます。これは、たとえば建設業に属する中小建設業の、数でいって半分以上の人たちが、もう全部売り上げ高について二割以上の減退をしているというふうなことがあるとすれば、これは一つの重要なポイントではないだろうか、一つの尺度ではないだろうか、つまり、半分以上のものが二〇%以上の売り上げの減少になる、こんなことは一つの境目としてのものさしではないだろうか、こんな感じがいます。

○佐野(進)委員 それでは次に質問を進めまして、各種保険の限度額の引き上げについて質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、特別小口保険を百万円から百五十万円、こういうぐあいに五十万円上げたわけですが、さらに小企業経営改善資金融資制度は、特別小口保険と同じく無担保無保証であり、四十九年度は百万円から二百万円に引き上げられているわけでありまして、そうすると、この特別小口保険は百万円から百五十万円にいたしました。小規模経営改善資金は百万円から二百万円までいたしました。これはどう考えても調子が合わないのではないかと。バランス上からいっても、この限度額は二百万円にすることが正しいと考えるにかかわらず、小口保険を百万円から百五十万円にしたというその根本的な理由はどこにあるのか、この際、ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○外山政府委員 まず第一の、小企業経営改善資金制度と今回の特別小口保険制度の限度の引き上げとの関係の御指摘でございます。これは言ってみますれば、両制度は相補い合うと申しますか、補完する立場にあるわけでございます。びたりという金額等が一致する必要は必ずしもない、私はこう考えているわけでございます。小企業経営改善資金の場合は、御承知のように経営改善指導というものの延長として金融措置がついてくるわけでございますし、それから二百万円に引

き上げたのは、これは設備資金だけでございまして、運転資金については従来の限度が、そのまま五十万という限度があるわけでございます。そういった角度で小企業経営改善資金は運営されるわけでございますし、一方、これは無担保無保証というところでございまして、特別小口保険はよいの資金需要が要する際にはさらに特別小口保険を活用して金融機関から金を借りるということが可能になるわけでございます。つまり小企業経営改善資金にプラスして特別小口保険を利用するということができます。したがって、これは今度は無担保無保証でございすけれども、他の金融機関から借りる場合の保証になる。つまり相補っていくという意味で、私としては両制度の特徴がそれぞれ生かされて、小企業者のために適切な使用ができるように望んでいるところでございます。

もう一つの、それではなぜ今回二百万まで特別小口を上げなかったのかという御指摘でございます。特別小口制度と申しますのは、保険のたてまえから見ましても無担保無保証、たいへんな、何といひますか、中小企業者から見れば異例の優遇措置でございますし、これを五十万から八十万に、それを百万にして、今回百五十万というふうに拡大していく過程ではいろいろ問題もございましたけれども、小企業者対策として、私どもとしてはやはり限度の引き上げということが非常に大事であるということで、機会があれば常にこれをやってみてまいったわけでございます。その際の引き上げの考慮すべきファクターとしては、一つは、やはり特別小口の対象となれる零細企業者がどのくらいの平均の借り入れ残高を持っているだろうかということが一つのポイントでございます。これは従業員五人以下の人たちがどのくらいの平均で借りているかと申しますと、たしか四十六年でございますが、九十九万円ぐらい、それが過去の伸び率、つまり四十四年から四十六年ぐらいの伸び率で類推しまして、そしてこの五十年にはどうなるだろうかというふうな判断をいたしますと、百三十四、五万円ぐらいのところになるといふふうな

ことが一つの考慮要素でございます。

それからもう一つは、先生も御承知だと思ひますが、特別小口の保証限度というものにつきまして、信用保証協会が各地で独自の方法でその限度を引き上げているケースがございます。つまり国の保険公庫が応援する範囲を越えて、特別小口保険ということで限度を引き上げているケースがございます。これはそれ自体、保険制度との関係では必ずしもすすめるべきことではございません。しかし同時に、実態がそこにあるんだという認識のもとに地方自治体がいろいろの応援をして、そして国の保険政策の範囲を越えて若干の協会が限度を上げてゐるわけでございます。そうしますと、そういう実態も私どもが頭に入れなければいけないもう一つの要素だろうと思ひます。したがっていまして、今回百五十万円にいたしますと、いま限度を越えてやっております協会の相当部分がこれで救われると思ひます。まあ若干限度オーバーしているところがあるかと思ひますが、保証協会全体のバランスを考え、かつ先ほど申しましたような借り入れ残高の伸びというふうなことも考え、そういう点を考えますと、まあ百五十万円ぐらいいいところではないだろうか、こう私どもは判断したわけでございます。

○佐野(進)委員—長官だいぶ調子よく答弁しているが、だれが考えても、一般のほうは二百万円であるが、特別小口保険は百五十万円、ちよっとこの保険については百五十万円では少ないんじゃないかという印象ですね。それはいまのようなお話があれば、今日の状況の中で百五十万円ということで、さらに二百万円を相補いながらやるんだということでありましたから了解できるわけでありましたけれども、現実の問題といたしましては、せっかく特別小口保険を上げるのであるから、無担保無保証の小企業経営改善資金が百万円から二百万円に上がったならば二百万円に上げたほうがよかったのではないかという印象は、今日の金融情勢の中ではだしも考えることであります。したがって、いまの説明は了といたしますけれども、将来この点

については逐次改善していくんだということですが、その点については改善がなされると思うのでありますが、いま一度この点についての見解をお伺いして思うわけであり
ます。

さらに、これに関連いたしましたして、今日は普通
保険が三千五百万円、組合が七千万円であります
けれども、これが五千万円、組合が一億円に引
き上げられるのでありますけれども、こちらの
ほうは千五百万円、あるいはそれぞれ相当大幅に
引き上げられていくわけでありますから、まだま
だ不足であるとは言いながら、いま長官の話のよ
うに地方におけるそれぞれの事情に基づくところ
の上積み等もありますから、相当要望にこたえら
れると思うのであります。特にこの引き上げられ
は小口に比較して、いわゆる中小企業とは言いな
がら中の上のほうの部類に対処しておるのではな
いか。そうすると、小の小のほうというはおかま
しいのであります。百五十万円というそういうい
う層に対してはきわめてあたかみが欠けている
のではないかと、相関連した形の中でそういう解
釈が出てくるわけであります。この点の見解を
ひとつお聞かせ願いたいと思うわけであります。

○外山政府委員　まず第一の特別小口保険の限度の拡大でございますが、私どもも過去にもいろいろなそのつどやってまいりましたことでございます。今後も情勢の判断を的確にいたしまして、機会があれば必ずまた特別小口保険の限度の拡大に努力をしたい、こう考えます。

それからその次に、もう一つの普通保険の限度のほうはむしろ中小企業の上の部分だけに奉仕するような引き上げではないのかという御指摘でございます。それで、経済規模が拡大してきたことも反映いたしまして、平均的にもそうでございますが、中小企業の資金需要は大口化の傾向が露骨に出てゐるわけございまして、今後ともそういう大口化の傾向というは出てくると思います。現在の一企業者当たりの平均借り入れ残高という点を調べますと、四十六年度ですでに製造業で三

千八百万、それから卸売り業で四千四百万ということ、で現行の三千五百万という金額をこえているわけでございます。そして四十四年度から四十六年度までの平均伸長率ということでは、いまの数字の四十九年度を推定いたしますと、製造業では五千万、それから卸売り業で五千九百万というふうなことになるまして、大口化の傾向の中では五千万は決して特定の人だけを有利にするというものではなくて、そういった借り入れ残高の推移から見ましてむしろ適切な対応策ではないだろうか、こう考えているわけでございます。

それからもう一つ、これは大きなものだけが使っているのではないかというふうな御指摘がございます。これはいろんな統計がございますけれども、最近、やはり何と申しましてもうこういう事態を反映していると思います、小さな零細の企業でもかなり大口の借り入れをしているケースがございます。そういう人たちにとつても、今回の三千五百万円から五千万円への引き上げはかなり役立つ面があるということをおわせて申し添えておきます。

○佐野(進)委員 相当多額の借り入れが行なわれているということであるからいわゆる上位の中小企業対策ではない、一般的なものである、こういうぐあいに言われているわけですが、一般的なものであるといたしますと、三千五百万が五千万になり七千万が一億になる、こういう形の中で、しかも需要が非常に大きいという情勢の中におきましては、結果的に総予算の占める割合から貸し出しの対象会社が縮小していく、こういうような懸念はないのかどうか。その場合におけるところのいわゆる歯どめというか、そういうものについてはどのような措置を講じようとしているのか、あるいは講じているのか。この総額についての見通しの中においてこの法律が通った場合におけるところの条件、たとえば適及措置が講ぜられる、こういうような形になっておるようでございますけれども、その間におけるところの条件は、金額の引き上げ等と関連して予算的にどのように対策

を立てておられるのか、この際ひとつお聞かせを
いただきたいと思います。

○外山政府委員 現実の数字を見ますと、平均の
保険限度というのは必ずしもワク一ぱいまでいっ
ておられないわけでございます。先ほど大口化の傾
向と申しましたけれども、それはあくまでも金額
の大きいことを望む企業がふえてきていることは
間違いないと思いますが、保険契約の内容を履行す
るための保険限度がどの程度満たされているかと
いうことになりまして、まだ平均は限度よりかな
り下回っているわけでございます。したがっていまし
て、予算上きめられます保険契約の範囲に對し
ては、かなり余裕がある。したがっていまし、いま御
指摘のように、大口化の傾向があるばかりに特定
の人に集中してしまつてほかの人が借りられなく
なるんじゃないか、こういう点は、いまのような
数字の状態でございますと全く心配はない、こう
考えます。

○佐野(進)委員 約二時間にわたつて質問をし
てきたわけでありましても、私、聞きたいこと
とはまだたくさんあります。一時までという
ことでございまして、質問を終わりたいと思
います。

最後に、政務次官と長官に見解を聞いておき
たいと思つておりますが、冒頭申し上げました
とおり、この法律案につきましては大臣出席のな
い状況の中で審議に入つたわけでありまして、し
たが、早期に通したいという気持ちはいまだし
も持っているところでありまして、しかし、その
運用につきましては、ただいままで指摘いたしま
したように幾多の補強すべき面あるいは是正すべ
き点等々もあるやに私も考え、中小企業
全体に対する冒頭御質問申し上げましたような観
点からするところの要望もたくさんあるわけであ
ります。そういう点につきまして、私の質問申
上げました点等を含めまして、先ほどの答弁と違
つた角度において、同じになる場合もありますけ
れども、もっと全体的な立場に立つた中小企業対
策を政府として行なうことについての決意をこの

際政務次官からお伺いしておきたいと思つて
おります。

さらに、中小企業庁長官に対しては、私も多
年にわたつて中小企業対策の充実をはかるべきだ
という形の中で中小企業省の設置を要求してまい
りました。今年度においてはこれが実現するもの
と確信をいたしておりましたところ、いわゆる組
織の一部を改正するという形の中でこれが処理さ
れてきているようでありまして、したがって、この
点については私もたいへん不満なのであります
けれども、この組織法の一部を改正して小規模
対策を重視するという形の中において中小企業問
題に對して多年の各方面の要求がどの程度受け入
れられるような形になるのか、この点については
私もたいへん疑問視いたしておるわけございま
す。そのけれども、当面の責任者としての中小企業
庁長官の決意をこの際お伺いしておきたいと思
います。

なお、若干時間があるということをごに言つ
てきましたので、大臣が来るまでというようなこ
とで連絡がありましたから、時間があればさらに
それらの点について政務次官にもあとで御質問を
してみたいと思つております。

○森下政府委員 中小企業の内容につきまして
は、慢性的な危機対策またオイルショックのよう
な急性的な危機対策両方の問題がからみ合ひまし
て、今回の法案提出の理由もその一つであると私
は思います。ただ、先ほど申し上げましたよう
に、金融の保証をすればすべて中小企業対策に万
全を期することができるとか、また他の金融
対策でそうであるかどうか、われわれはこの観点
につきましても思つておりました。やは
り一つの流通過程におきまして大商社というも
のが中小企業のワク内まで非常にめつく入つて
きておる現状を考えまして、せっかく金融をいた
しまして、また保証金融をいたしまして、こ
れが瞬間的に大企業に吸い上げられるような流通
の体質では困ると思つております。そういうこともよく
勘案して、あくまでも中小企業を育成するんだ、

また中小零細企業こそが日本の産業の中心である
んだというところの精神また趣旨を体しましてこの
法案を十分生かすように努力をしていきたい、こ
ういう所存でございます。

○外山政府委員 御指摘のように、今回中小企業
庁の設置法の一部を改正する法律案ということ
で国会におはかりを申し上げているわけございま
す。中小企業省問題を私もいろいろ検討いた
しましたが、やはり何と申しましていろいろな
問題点もあるわけございまして、これを強行す
ることよりも、むしろその目的である小規模企業
対策ということを中心とした行政機構の強化をは
かることがまず必要ではないだろうかというふう
な判断に立ちまして今回の改正案を考えたわけ
でございます。御指摘のように、小規模企業者に
對する対策の強化をはかるということございま
す。

この点は、小規模企業政策がいろいろな課に分
かれていたものを集中しようということが一つで
ございまして、

それからさらには部長を設け、参事官を設ける
ことによって人的な強化をはかると同時に、量的
にも中央地方合わせまして五十人の増員をするこ
とによって仕事を進めようということが第二点で
ございまして、

それからもう一点は、それらを反映いたしまし
て、小規模企業の実態をよくつかみ、そして小規
模企業者からの苦情あるいはいろいろな問題点に
對する処理、こういったことについての親切的な窓
口になろう、こういうことがもう一つのねらいで
ございまして、

その点について必ずしも十分な機構であるかど
うかにつきましては、私もこれが通りましたら
万全を期して運営したいと思つておりますが、こ
れはやはり今後そういった趣旨でできるだけ実態
を勉強し、できるだけ親切に小規模企業者の相手
となり、そしてその苦情の処理を行ない、また
振興措置の推進をはかる、そのためには通産本省
はもちろんのこと、各省に對してもどんな問題

を提起する、こういうことも非常に必要だろうと
思つております。そういった気持ちで一つの部をつ
くり、人間をふやし、そして政策を集中するとい
うことございまして、私もその目的の達成に邁進
したい、こう考えている次第でございます。

○佐野(進)委員 大臣が来るまでということで質
問を続けているわけでありましても、先ほ
ど来御質問申し上げましたように、今日の中小企
業者の置かれている立場は非常に重大な段階に置
かれておる。したがって、こういう法律をつくら
れてそれに対応しようとしているわけでありま
すから、私はその努力に對しては敬意を表するも
のであります。より積極的に御協力を申し上げ
たい、こういう気持ちであるわけでありま
す。しかし、何としてもそれらの仕事を遂行する上
に一番大きな問題は、やはり責任大臣、中小企業專
任の大臣がいるということではないかということ
で、問題の処理について非常に大きな差が出てく
る、こう考えざるを得ないわけでありま
す。したが、多年にわたつて通産省の中における中小
企業庁が省としての形になるか、あるいは中小企
業庁として専任大臣を設けるか、いずれにせよ、
少なくとも刻々として発生してくるあらゆる条件
に對応できる中小企業政策に取り組む政府の姿勢
を示す意味において、これらの問題に積極的
に取り組むべきだという主張を続けてきておるわけ
でありまして、去年は、本会議の席上、総理大臣は
省を設置しますと言ひ、また中曾根通産大臣は前
向きに取り組ましますという答弁がなされておるに
もかわらず、いま長官の言ひたれたような形にな
つてきておることは私もたいへん残念でありま
す。大臣がいないうのに通産政務次官にその点につ
いてこういう発言をしたらどうかと言つても、こ
れはどうかと思つておりますが、この点につ
きまして、中小企業庁の長官として一体それらの
点についてのいわゆる省をつくり、庁の中におい
て専任大臣を置くのと、小規模対策の部局を置く
のとでは本質が違つたわけですね。一体どこに省を

設けることについての最大の障害があるのかという点について、事務局としての形からひとつ御答弁願いたい。それから政務次官からは、それらを政治的な立場に立ったとき、総理大臣の国会議員における言明にもかかわらず今回省を置き得なかった政治的な事由についてひとつこの際答弁をお願いしたいと思います。

○外山政府委員 中小企業省をつくり出す場合、二つの行き方があると思います。事務的な検討として二つの形が考えられましたが、一つは各省のやつております中小企業行政、いろいろな業種別行政にまたがると思いますが、そういったものを全部集中するというのが一つの考え方でございます。それからもう一つの考え方は、各省の行政はそのままにして、そうして中小企業庁を省に昇格させて、そうして大きくするということがもう一つの考え方だろうと思います。

前者につきましては、やはりそれぞれの業種別行政が大企業と中小企業とに分かれて行なわれる、省がまたがって行なわれるということとは分断の行政になるし、それはかつて業種別の振興行政をやるにあたって問題が多いというふうな判断がございます。それからもう一つは、やはり省間にまたがりますから、その辺についてのコンセンサスが十分に得られないと、かえってできたものはうまくいかないということになりがちでございましょう。そういった意味での事務的な検討の上でのそういう分断行政に対する批判がございました。

それから後者の問題につきましては、今度は行政機構の能率化とか簡素化という点から見まして二重行政をふやすだけではないかという批判を強く受けたわけでございます。したがって、両者の理由から見まして、事務的に中小企業省問題の成案を得るにはなかなか困難な点が多かったということをお願いしていただきます。

○森下政府委員 政治的判断をいたしましては、総理大臣また大臣が本会議で答弁いたしましたように、あくまでも中小企業育成のために専任の大

臣を置くべきである。ただ問題は、いま長官から発言がありましたように、事務的にいろいろ各省とのつながり等の関係を考えてした場合に、いま直ちにつくるということにつきましては少し難点もある、しかし、あくまでも政治的には専任大臣を置くべきである、このように思っております。

○佐野(進)委員 一時十分に思っていましたから質問を終わります。

○濱野委員長 第七十一回国会、左藤恵君外八名提出の自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案にかかる伝統的工芸品産業の振興に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は先ほど終了いたしましたので、この際、本案について、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 最近の伝統的工芸品に対する国民の欲求の高まりを背景として、伝統的工芸品産業の振興の必要性にかんがみ、その産業の振興をはかるうとする云々の伝統的工芸品産業の振興に関する法律案については、政府としても特に異議はないものと認めます。

○濱野委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

本法案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○濱野委員長 本法案に対し、塩川正十郎君外四

名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党五党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。塩川正十郎君。

○塩川委員 附帯決議案につきまして、提出者を代表して私からその趣旨を御説明申し上げます。まず案文を朗読いたします。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、十分な予算の確保に努めるとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、伝統的工芸品産業審議会等の構成にあたっては、各地域の伝統的工芸品産業関係者の意見が十分反映されるよう配慮すること。

二、伝統的工芸品産業振興協会については、伝統的工芸品を製造する事業者の全国的な支援と協力を得られる形で設立されるよう指導すること。

三、伝統的工芸品産業の従事者について、功労報奨制度等の創設を検討すること。

四、伝統的工芸品の原材料の確保を図るため、その賦存、需給関係等を十分に調査し、価格及び供給の安定対策を推進すること。

五、伝統的工芸品の取引の安定等のための事業について、税制上の優遇措置を検討すること。

六、政府関係中小企業金融機関の伝統的工芸品産業に対する貸付制度について、その拡充を図ること。

七、伝統的工芸品類似の外国製品の輸入及び販売に対しては、伝統的工芸品産業の存立がおよびやされることのないよう十分対処すること。

八、伝統的工芸品に類似した工芸品の産業については、その実態と必要性に応じ積極的

振興を図ること。

以上であります。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、審査の過程及び案文により御理解いただけるものと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○濱野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 附帯決議に対しましては、御趣旨を尊重して、万遺憾なきを期する所存でございます。

○濱野委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十八分休憩

午後二時四十七分開議

○濱野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。加藤清政君。

○加藤(清政)委員 私は中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして質問をしたいと思います。

まず第一点として、今回の信用保険の保険限度額の改正は、前国会で引き上げをされてからわずか一年しかたっていないわけでありまして、このような短期間の間に再度の引き上げを提案された根拠についてお尋ねしたいと思います。

○外山政府委員 保険の限度額の引き上げにつきましては、一つは財政事情を検討する、あるいは中小企業者の貸し出し残高を検討する、こういった点の四つの状況を判断してきめるべきものであると思います。景気の著しい変化あるいは急激な経済事情の変化あるいは中小企業者の資金需要、こういった点が当面の検討事項になるわけでございますが、私どもの判断から見まして、それから従来の経緯から見まして、中小企業者の資金需要というのは逐年大口化の傾向を示しております。そして中小企業者の資金確保の面におきまして、この信用補完制度が大きな役割りを果たしているということにつきましては異論のないところでございますから、そういった点を反映いたしまして事態に即応するように限度額の引き上げというものを常に考えてきたわけでございます。

ただ、いま毎年毎年やっているようななかでやるのは少しおかしいのではないかと御指摘でございますけれども、やはり私もそういったことは、そのときの事情に最も適切な限度の引き上げが一番適当である。冒頭申しましたように、財政事情も考えなければいけない、そしてまた信用保証協会の財政的基礎ということも考えなければいけない。中小企業者から見れば、大きければ大きいほどいいのかもしれませんが、そうも

ばかり言っておられない。いろいろな点を考えますと、やはり事態に即応して適時適切な引き上げをするのが一番望ましい、こう考えているわけでございます。情勢の変化がやはり逐年進みます関係から毎年変化をするというふうなこともありがちでございますが、やはりそういったかっこうで限度の引き上げをすることが最も正しいやり方ではないだろうか、こう考えておる次第でございます。

○加藤(清政)委員 いま御答弁がございましたが、財政事情あるいは中小企業者の動向あるいはその経済動向に合わせて、適時適切な措置として勘案して限度額の引き上げというふうな言いまのお話でありましたが、すでに七十一国会でこの改正質疑の際、私も質問したわけでありまして、今後大口需要の傾向がたいへん出てくると思うけれども、この程度の限度額では、いわゆるこれから変動が大きい情勢の変化に対応していくには限度額が低過ぎるのではなからうかということでした。点につきまして見通しが甘かったというふうなことが言えないかと思うわけですが、その点、いかがでしょう。

○外山政府委員 それぞれの保険の種類ごとに中小企業者の借り入れ残高といったものを検討いたしまして、そのつどの限度を考えているわけでございます。

普通保険につきましては、たしか当時の検討結果から申しますと、三千五百万円ということがやはり借り入れ残高の推移から見まして適当であったし、それから無担保保険につきましても三百万円ということが、やはり借り入れ残高と実際に持っている固定資産の状況、その無担保保険を必要とする限度という辺から見まして適当であったし、また特別小口につきましても、零細な人たちの借り入れ残高という点の平均から見ましても適当であったというふうな判断で当時はきめられたわけでございます。そして、その後の情勢を過去の借り入れ残高の

伸びと類推して推定いたしますと今回のようななかっこうになるわけでございます。普通保険につきましては五千百万をちょっとこえたところにその推定の借り入れ残高の見通しが出てくる。無担保保険につきましても、平均借り入れてくる人たちのその無担保保険の限度が五百万ぐらいのところからくる。特別小口につきましても、百三十万から四十万ぐらいのところにくるといふような計算が実際上あるということが、私どもの今回の引き上げに際して考えました一つの技術的な考え方でございます。

そしてもう一つは、実際問題として、無担保保険あるいは特別小口につきましては、実際の信用保証協会の窓口でどういふような動向を示しているかということも参考になるわけでございます。万をこえる運用をしている協会が幾つかあったというふうなこともこの際の考慮事情であったというふうなことでございます。

○加藤(清政)委員 公定歩合を五たび引き上げ、預金準備率を上げ、総需要を押えて極力過剰流動性を吸収して金融の引き締めを一そう強化していくということに関連いたしまして、生活関連物資の異常な値上がり、そして物価の狂騰、これにあわせて石油が非常に上がったわけでありまして、一パレル当たり約十ドルぐらいたったわけがありました。昨年一月には大体二ドル五セント、昨年の十一月には五ドル強でありまして、そのときに、たしか十二月にイランのパーレビ国王がこういうことを言いました。いままで先進工業国は安い石油を踏み台にして高成長、高繁栄を得ていたけれども、この石油の値上りによってまさにビリオドを打たれるのではないかと印象的な発言があったわけでありまして、それがさらに一月から十ドルに値上げされたわけでありまして、したがって、いままでどっかちかといふと便乗値上げあるいは先取り値上げといわれておりましたけれども、物価の値上りには、むしろ本格的なのはこれからではなからうかというように考えられるわけでありまして、これらにつきまして倒産の状況を調べてみましたらば、一昨年の四十七年の末におきましては、四千七百三十九件で大体三千二百六十三億三千万円というふうな倒産あるいは負債総額の合計でありましたけれども、昨年の四十八年の一月から十二月までにおきましては、その二倍の倒産件数で、全国で八千二百二件、負債総額が七千五百三十三億五千六百万円というふうに、加速度的に負債総額と倒産がばたばたとふえてきたというふうな状況であるわけでありまして、こういう中で、この情勢に対応して適時適切な引き上げ限度額を出されたというお話でありますけれども、引き上げ限度額がむしろ低過ぎるのではなからうか、そのように考えられるわけでありまして、けれども、この点についてさらに御答弁願いたいと思います。

○外山政府委員 確かに原材料の入手不円滑は原材料価格の高騰というふうななかっこうで中小企業者に対していろいろな影響を与えているわけでございます。その辺が最近の、特に去年の秋口以降の倒産件数にも反映していると思えます。御指摘の点は、そういったことを反映してさらに資金需要が大型化するのではないか、そのための保険限度の引き上げが適当なのではないだろうか、こういう御指摘だろうと思えます。

私どもも、今後の価格動向等が、もう少し長い目で見まして今回の限度額に対して問題を提起するようにならば、これは次の機会に保険の限度額の引き上げについてまた実態を反映した措置をとらなければいけないと思えます。私どもの従来の借り入れ残高の伸び率というものを通常の時系列で見ますと、今回のような限度引き上げで十分であるというふうな判断をしているわけでございますが、いま御指摘のような点、つまり経済情勢についてやはりいつもと違った状況があるということは今後とも注意深く見守りながら、いろいろな政策についてやはり新しさを加えなければいけないということがあれば十分それに

対応していかなければいけない、こう考える次第でございます。

○加藤(清政)委員 いま御答弁がありました、こういう社会情勢の大きな変化に対応して、やはり思い切ってそれに合わせた保険限度額というものを引き上げていくべきではないか、そういうことが物価抑制とあわせて中小企業者に対する倒産を抑制する大きな一つのいしずえになるのではないかと、そのように私は考えるわけであります。

そこで、次に質問したいのは、今回の改正にあつても、現在当面しているこの苦境を乗り越えるための手だてとしてはそれなりの効果はあると思うが、こうした措置が中小企業の育成強化、体質改善という長期ビジョンとどのようなつながりを持っているのか、それが第一点であります。

さらに、中小企業あるいは通産省は、所管の法改正の場合、それらが長期的な施策を実現する上でどのようなかかわりを持つかという体系的な検討をしているのか、この点疑わしいわけであります。そして、それぞれの法改正、臨時的な措置を講じていると、その際、省の意見調整が十分行なわれているのかどうか疑わしいわけであります。この点についてひとつ見解をお尋ねしたいと思ひます。

○外山政府委員 確かに中小企業の長期的な育成のためのいろいろな施策と、もう一つは当面のいろいろな緊急事態に対応した緊急対策、両面は違つた面があるかと思ひます。しかし、問題は、やはり中小企業の長期的な育成策と申ししても、これは中小企業の不利を補正し、そして中小企業が健全な経営を遂行し続けられる、そして安定した方途を見つけて得る、そのための緊急の克服策でございます。それが同時に長期的な安定策にもつなげていくわけでございます。本来、政策は両面必要でございます。高度化政策とかあるいは体質強化のためのいろいろな設備投資の振興策、知識集約化といった方向に対する助成策、いろいろな点についてももちろん金融面でも助成しております。

ますし、税制面にもいろいろな配慮を加えておる、あるいは中小企業の組織化という基本的な育成策についてもいろいろな指導行政なり法制上の措置なりを用意しておるわけでございます。ただ、そういうことに対応しながら、同時にいろいろな起る経済環境の変化の中で当面圧力的にいろいろ問題に対して対応しなければいけない。つまり、短期的にいろいろ克服することが同時に長期的な育成にもつながっていくわけでございます。その意味では、私は共通の土俵の中で、共通の考え方の中で施策は考えるべきだろうと思ひますが、ただ、その働く面あるいは施策の程度、あるいは施策の緊急性、そういった点がい

う違つてくる、要は先ほど申しましたような基本的な考え方から立つて緊急対策もやるべきであらうし、長期的な育成策もやるべきである、こういうふうに私も考えておるわけでございます。

○加藤(清政)委員 それから三月、四月は金融の引き締め、そして三月には確定申告による納税、手形の決済、年度末などの条件が重なって企業倒産の急増が予想されるわけでございます。本年の一月には、全国で倒産が八百二十一件、負債総額が八百五十一億一千九百万円、二月がさらに増加いたしました、八百五十七件の倒産で、実に九百九十八億五千二百百万円の負債総額を出しておるわけでございまして、一千億からの負債総額を出しておるというふうな倒産のテンポの急上昇を見えておるわけであります。これについてはどういふ見通しを持っておられるか、その点についてお尋ねしたいと思います。

さらに当初は中小建設業あるいは中小不動産業、こういった倒産が火柱でおもなものでありましたが、この倒産の急増とその関連がさらに波及いたしまして、繊維だとか機械あるいは自動車部品、電気機器下請まで参りますと、連鎖反応が起きまして、中小企業はまさに危殆に瀕するということになるわけであります。最近の倒産企業の傾向と特徴的なものが見られるわけでありますが、これに対しての見通しと今後の対策についてお尋ねしたいと思います。

ねえ、税制面にもいろいろな配慮を加えておる、あるいは中小企業の組織化という基本的な育成策についてもいろいろな指導行政なり法制上の措置なりを用意しておるわけでございます。ただ、そういうことに対応しながら、同時にいろいろな起る経済環境の変化の中で当面圧力的にいろいろ問題に対して対応しなければいけない。つまり、短期的にいろいろ克服することが同時に長期的な育成にもつながっていくわけでございます。その意味では、私は共通の土俵の中で、共通の考え方の中で施策は考えるべきだろうと思ひますが、ただ、その働く面あるいは施策の程度、あるいは施策の緊急性、そういった点がい

ねえ、税制面にもいろいろな配慮を加えておる、あるいは中小企業の組織化という基本的な育成策についてもいろいろな指導行政なり法制上の措置なりを用意しておるわけでございます。ただ、そういうことに対応しながら、同時にいろいろな起る経済環境の変化の中で当面圧力的にいろいろ問題に対して対応しなければいけない。つまり、短期的にいろいろ克服することが同時に長期的な育成にもつながっていくわけでございます。その意味では、私は共通の土俵の中で、共通の考え方の中で施策は考えるべきだろうと思ひますが、ただ、その働く面あるいは施策の程度、あるいは施策の緊急性、そういった点がい

う違つてくる、要は先ほど申しましたような基本的な考え方から立つて緊急対策もやるべきであらうし、長期的な育成策もやるべきである、こういうふうに私も考えておるわけでございます。

○森下政府委員 先生御指摘のように、非常に倒産がふえております。一月の倒産件数は八百二十一件で、これは前年同月比八二・九%増、二月につきましても、いま御指摘ございましたように八百五十七件で九百九十八億、これも前年同月比七三・五%と非常に驚異的な急増でございます。インフレ対策としてデフレ的な政策を現在やりまして、金融引き締め、また預金準備率の引き上げ、また現金決済の非常な急増、そういうような要因がすべて中小企業に伝わってきておるというところと事実でございます。非常に心配をしております。その他銀行取引の停止等も加わりまして、通産省といたしまして、特に中小企業庁もこの対策に鋭意努力をいたしておるわけでございます。けれども、今後の倒産の動向を考えまして、金融面等においても十分これについて配慮をいたさなければいけないし、また、今回の法案の御審議願つておる理由もそこでございます。もちろん金融だけでは、また保証だけでは中小企業の育成、また倒産防止にはならないと思ひます。必然的に企業診断とか、またいろいろな内部的な指導によりまして健全な体質強化をはかななければいけない。同時にまた、大企業等とのいわゆる中小企業に対する悪意な介入と申しますか、幾ら中小企業に金融をいたしましても、それが直ちに大企業に吸い上げられるようなことでは何の効果もない、そういうこともよく見きわめながら、信用保証補完制度という今回の法律案は、その他の金融問題と総合的に中小企業の育成のために対処していきたい、そう思つております。

○加藤(清政)委員 新聞報道によりますと、通産省は産業構造の転換促進のための法制の方針を固めて、その作成作業を開始したということでありまして、この方針は中小企業の知識集約を目ざすための基本的なものであるのか、それとも物不足とか、あるいは金融難という情勢に対応するための臨時的な措置法として考えられているのか、この点について信用保険の限度額引き上

げと関連づけてどう考えておられるのか、この点お尋ねをしたいと思ひます。

○外山政府委員 産業構造の知識集約化への促進をはかるためのいろいろな措置、特に法的なことも含めての諸措置の検討という点につきまして、実は私もまだよくはなれて、産業政策局のほうで勉強をしておるわけでございまして、その点についての御説明はできかねるわけでございしますが、ただ、いまだとえばそれが中小企業の問題、あるいはいまわれわれが考えております中小企業の諸政策とどういふ関係にあるのだろうかという点になりますと、これもまだ実態がはっきりしない段階であつて関連づけるというようなことはできないわけでございしますが、私も少しは思ひます。

ともいふと申しております。また、知識集約化の方向とか、あるいは高加工度化というふうな方向は、こういうふうな事態になる前から中小企業にとつては基本的な大事な方向だと思ひます。それで、そういうことについての諸施策ということはおそらくやがて中小企業政策の上でも強化を加えておるわけでございまして、そういった点の配慮は今後ますます強化していきたい、こう考える次第でございます。

○加藤(清政)委員 このような法制を含めての政府側の知識集約化、産業構造転換への意気込みにもかかわらず、中小企業サイドの対応は必ずしもよいものとはいえないわけであります。たとえば、いま手もとに大和銀行の経営相談所が中小企業経営者を対象に行ないました石油問題と産業構造の転換についてという意識調査の報告書があります。この調査は、京阪神あるいは京浜地区の製造業を中心とした四百八十二の中小企業から寄せられた回答をもとに分析をされているわけですが、この中でも、産業構造の転換は困難な要因が多く、その簡単には進まないであろう、特に技術開発あるいは人材不足、経営情報の収集力などが大きなネックになっているという指摘がされておるわけであります。このような問題が解決されない限り、知識集約化あるいは産業構造転換という課

ねえ、税制面にもいろいろな配慮を加えておる、あるいは中小企業の組織化という基本的な育成策についてもいろいろな指導行政なり法制上の措置なりを用意しておるわけでございます。ただ、そういうことに対応しながら、同時にいろいろな起る経済環境の変化の中で当面圧力的にいろいろ問題に対して対応しなければいけない。つまり、短期的にいろいろ克服することが同時に長期的な育成にもつながっていくわけでございます。その意味では、私は共通の土俵の中で、共通の考え方の中で施策は考えるべきだろうと思ひますが、ただ、その働く面あるいは施策の程度、あるいは施策の緊急性、そういった点がい

題は机上プランに終わってしまうわけでありまして、このような意味からしても既存の法律の一部改正の積み重ねだけでは無理ではないかと考えます。この点について率直な御答弁をいただきたいと思ひます。

○外山政府委員 たいだいま御指摘の知識集約化の方向への促進でございすが、私も中小企業振興策という面では、いま考えております幾つかの施策があるわけでございまして、これは立法措置と申しますよりも一つの行政施策として三つ四ついろいろ考えているわけでございすが、たとえば構造改善制度というのを従来から推進してありますが、その中に、もう少し内容につきまして知識集約化のための具体策として、技術センターをつくること、新商品の開発をするために共同事業を行なうとか、そういうことに対してはより有利な配慮をいたししようというふうなことをやる

とか、第二には中小企業金融公庫にそういう特別融資制度を設けておきまして、若干ほかの制度とは区別して優遇をしているわけでございすが、それからさらには新技術の企業化といった制度を設けて、これもやはり中小企業金融公庫の中に特別融資制度として金利ワック上の特別の配慮をしているわけでございすが、さらにいま御指摘がございすが、情報の提供ということが非常に大事である。中小企業は自分の努力でそういう方向を見つけていかなければいけない。それに対して政府は施策を用意するというふうなことがたてまえてございすが、まずそういう意味での情報提供も非常に大事であるということ、中小企業振興事業団にそういう面の強化をはか

っておりますし、それに基づく指導、診断といったことも強化するといった諸措置を具体的に講じながら知識集約化のための中小企業への手引きをできるだけやっいていこう、こういうしているわけでございすが、

そういうことを進めている半面、もちろん税制上の配慮とか金融上の配慮ということが大事でございすが、そういう意味で、たとえば信

用補完制度の充実ということとは基本的に、一般的に大事でありまして、こういった方向づけに対する一つのささえにはなると思ひます。しかし、それ自体が、いま御指摘のような知識集約化のための方向と密接にマッチした制度であるというには当たらないということになるわけでございまして、先ほど申しましたような幾つかの具体策が、私もいま考えております中小企業の知識集約化のための促進策であるというふうに御理解願いたいと思ひます。

○加藤(清政)委員 昨年の四月二十五日に中小企業信用保険法の一部改正案につきまして附帯決議をつけまして全会一致賛成を見たわけでありますけれども、そのときに附帯決議の内容について三

点あげられております。その実行についてこの際お尋ねしたいと思ひます。

まず第一点は、「中小企業金融の円滑化を図るため、無担保保険の付保限度額の引上げを検討すること。」にしておりますが、委員会の総意によって、もっと社会情勢、現時点に合った付保額の引き上げをすべきであるといったわけであります。この程度の引き上げによって中小企業の実態に即応しておられるのかどうか。私は先ほど触れましたが、物価狂乱といわれるようなまさに経済混乱のこういう事態の中で、この引き上げ額の根拠、考え方について、たいへん甘かったのではなからうかと思ひますが、この附帯決議の実行について長官のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○外山政府委員 御指摘の附帯決議におきましては「中小企業金融の円滑化を図るため、無担保保険の付保限度額の引上げを検討すること。」というふうに記載されております。私も、今般の法改正におきまして、これを受けまして三百万円から五百万円に引き上げることとしたわけでございすが、その五百万という数字をはじく根拠は、先ほど申しましたような借り入れ限度額と固定資産額の比較において無担保保険の必要性を

ようにはじいた次第でございすが、無担保保険

は、実は昨年は引き上げておりません。ほかの種類の保険は引き上げましたが、無担保保険はこしばかり引き上げていかなかったわけでございすが、そこで、この附帯決議におきましてそういう御示唆をいただいたわけでございまして、私もとしましては、今回はこれを受けまして三百万円から五百万円に引き上げることができた、しかもその内容も、先ほど申しましたような御説明で一応数字的な根拠はかように考えているわけでございすが、この附帯決議については、そういう意味で趣旨を尊重して措置をとったというふうに考えている次第でございすが、

○加藤(清政)委員 いま長官の御答弁がございましたが、限度額につきましては現時点の社会情勢の変化に即応して引き上げていくというお話であり

ます。今日のような物価の異常な値上がり、かてて加えて石油ショックによる生活関連物資の物不足、あるいは異常な経済混乱という情勢の変化に対応して、やはり限度額は思い切つて上げて、中小企業の倒産を未然に防ぎ、中小企業を育成していくという立場を強く推進しなければならぬと思ひます。こういう点におきまして、限度額はやはり情勢の変化に対応して思い切つて適切な引き上げをしていくという運びに今後お願いしたいと思ひます。

さらに、附帯決議の中で特に「信用保証協会の保証料率の引下げについて指導すること。」に

なっておりますけれども、それについてどのような指導を具体的にしておるか、その点お尋ねしたいと思ひます。たとえば、全国平均一・二八%、これは一般的に高いものではないだろうか。すなわち、附帯決議の意向をくんでどのように中小企業の金利負担の軽減について考えておられるのか、また、保証料引き下げについてのビジョン、行政指導についてお尋ねしたいと思ひます。

○外山政府委員 御指摘のように、先ほど申し上げました附帯決議におきましては第三項に「信用保証協会の保証料率の引下げについて指導すること。」というふうに記載されております。それで

私も、融資の金利のほかに加わる中小企業者への負担でございすが、できるだけこれを低くするようにすべきであるという立場から、従来も努力は怠らずやっいてまいりました。また四十九年二月末現在でも平均一・二八%ということ

でございまして、これは四十八年二月、ちょうど一年前の平均に比べますと、一年間で約〇・八%の引き下げが行なわれておるわけでございすが、そういうことで、努力はしておりますけれども、いまだに一%以上になっている。これは私どもとしましては、なお引き下げについて各方面の努力を

したい。たとえば保険公庫の融資基金ということにつきましての努力も一つでございまして、地方自治体がどういふ出捐をするかということも一つでございまして、あるいは保険公庫の保険料率をどのように引き下げるかということも一つの措置でございまして、いろいろな措置を併用いたしましてこの一・二八%というのをできるだけ早い機会に一%ぐらまで持っていきたい、年次計画とまではいかないにしても、できるだけステップ・バイ・ステップにこれを下げるための努力を各保証協会がするように強力な指導をこれからしてまいりたい、その裏づけとなる措置についても充実を期したい、こう考えて、ことしからその強化をはかってまいりたい、従来も下り続けてはおりますけれども、今後一そうその点についての配慮した措置をこれからやっいてまいりたい、こう考えている次第でございすが、

○加藤(清政)委員 十一月に太平洋中小企業会議が開催されるということを新聞で見ましたが、わが国とアメリカを中心に、中小企業の政府系機関、団体などがこの会議を開くということであり

ますけれども、政府の考え方を伺っておきたいと思ひます。大体、今度の会議での主要なテーマとして「日米両国の中小企業問題と両国の経済における中小企業の役割が主要テーマとなっており、中小企業問題では組織化、金融、経営問題などを中心に話し合う予定である。」ということ、人

選まで大体あがっておるわけでありすけれど、このことについて、アメリカと日本とは、同じ中小企業といつても、置かれてる条件が全く異つておるわけでありすし、また、かりにもそうした前提を抜きにした場合でも、この会議が将来の東南アジア諸国に波紋を投げかけることとして、東南アジア諸国に波紋を投げかけることは十分予想されることでありまして、政府はこの会議をどういふ性格のものと考えておられるか、主要テーマとしての金融の問題あるいはまた組織化、経営問題などについて、政府はどのように考えておられるのか、その点お尋ねしたいと思ひます。

○外山政府委員 御指摘の汎太平洋中小企業会議、これにつきましては現在日米の民間準備委員会が中心となりまして、太平洋の沿岸諸国にも呼びかけ、中小企業関係の団体、金融機関、それから研究者及び中小企業者、こういった方々相互間の理解と親善をこれらの国々の間にわたつて深めようということと計画されております民間ベースの会議でございます。現在、本年秋の開催を目的に準備が進められておると承知しております。現在準備計画の段階でございますが、この会議では、日米の中小企業にかかわる諸問題を中心としてセミナー等の討論会を行なうことが中心でございます。たとえば御指摘のような中小企業の海外進出問題というふうなことが中心テーマになるというふうなことは承知しております。かりにそういうふうなことになる場合でも、ただいま御指摘のような点は十分注意しなければいけないように考えます。それからまた、こういった諸問題についての相互の意見交換、討論会をやるといふこと自体、私はやはりかなり有益なことではないかというふうに考えております。この会議につきましても、私どもとしても後援をしたいというふうに考えておるわけでございます。と申しますのは、目下はアメリカが中心でございますし、また、日本以外ですとアメリカという国には比較的小企業問題があるし、それから中小企業庁的な

役所もある唯一の外国でございますし、そしてまた、向こうが学者も含めて、いろいろたいへん熱心な日本の問題も勉強しているというふうな聞いております。それから当方も、アメリカが何を考へ、どういふふうな問題を持っているかという点について、専門家同士が意見の交換をするというところはこれまたわりあいいままでもなごりてにされていた大事なことでないだろうか、こういうふうにも考えるわけでございます。この計画が円滑に進むことを私どもとしては願つておるわけでございます。

○加藤(清政)委員 経企庁の有松参事官に物価の問題についてお尋ねしたいと思います。一、物価がどうなるであろうということで、いま日本の国じゅうが混乱のつぼ、不安のどん底におちいつておるわけでありまして、何としても物価を安定させ、生活関連物資を確保させなければならぬと願うことは国民ひとしく願うことであらうと思つておるわけでありまして、目下のところ物価の問題が大きな焦点としてあげられておることは御案内のとおりでありますけれども、四十九年度の経済見通しが御売り物価が一四・六％、消費者物価が九・六％ということで、経企庁では四十九年度の経済見通しを立てたわけでありまして、ところが、四十九年の一月にはすでに御売り物価が前年同月比三四・四％、また消費者物価指数が本年の一月には二二・一％、二月には二四・四％というふうな、この四十九年一、二月を平均すれば、今後の見通しと合せてかなり高くなるのではなからうかというふうに考えられるわけでありまして、特に、先ほども触れましたが、原油が一月から十ドルから一、一ドル半に値上がりしたと申します。これに、一、二ドル半の原油の値上りが引き金になつてすべての関連物資というものの引き上げが予想されるわけでございますが、したがつてこの物価がどうなるであらうかという点に対して国民がたいへん不安になつておると思つておるわけでありすけれども、この物価の見通しと申しましうか、どうなるであらうかという、この物価についての考え方、

見通しについてひとつお尋ねしたいと思います。○有松政府委員 物価の現状と見直し並びに対策でございますが、先生御指摘のように、本年に入りましてから消費者物価並びに御売り物価とも非常に高騰と申しますか、上昇の勢いが加速されております。消費者物価につきましては、特に一、二月では、指数で見ますと野菜の値上りが大きく出しておりますけれども、そのほか石油危機に

関連いたしましていろいろ品物が品不足になつて、それに伴つて便乗的な値上げが行なわれたというふうなことの影響も相当出ているというふうに見ております。それから御売り物価でございますが、これも一月から、いま発表になつております二月中旬にかけましての値上がりでございますが、やはり石油危機に関連いたしまして、紙あるいは金属、セメント、それから最近では機械、こういったような品目が値上りをしております。こういった傾向に對しまして、先生御指摘のように、さらに近く石油製品の値上げというふうな問題もいま日程のぼつております。

今後の見通しでございますけれども、先ほど申しましたように、いままでの値上りについて、すでに先行きの値上げを見越しての先取的な値上げというものもかなりあるというふうにも見受けられますし、政府、特に物価担当の部局といたしまして、物価の安定にいま全力をあげて取り組んでおるわけでございますが、まず第一には、総需要抑制、これは引き続き堅持してまいりたい。そのほか個別物資の対策といたしましてもいろいろ対策を講じておるわけでございます。具体的には、最近も関係各省の行政指導によりまして、個別品目の値下等をやっておりますが、近く予想されます石油関連製品の値上げに際しては引き続きその抑制をはかる、あるいはそれ以外の物資についても価格の抑制を強力にはかかつていきたい。また、最近成立いたしました国民生活安定緊急措置法の運用によりまして、標準価格等を設定するとか、そういったような対策を含め

まして、あらゆる政策努力によつて物価の安定をはかつてまいりたいというふうな考えでおる次第でございます。

なお、総需要抑制等の効果もあらうかと思ひますが、御売り物価につきましては、二月中旬になりましてやや鎮静化のきざしが見えてきております。具体的には製材とか、あるいは天然繊維あるいは化学製品、鉄鋼、こういったようなものは反落に転じておるわけでございます。こういったような傾向もとらえまして、今後引き続き強力に諸般の対策を展開することによりまして、できるだけ早期に物価の安定に持つていくように努力を続けてまいりたいと思つておる次第でございます。

○加藤(清政)委員 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして大体質問を終わつたわけでありすけれども、限度額の引き上げの問題、関連倒産対策の問題につきましておもに質問をしたわけでありすけれども、特にいままで、たとえば三百万だったのが五百万になつたので、この程度で適切な限度額の引き上げではなからうかというふうなことや、あるいはこの関連倒産の問題につきましても、中小企業あるいは零細企業は絶えず経済の波のしわ寄せを受けるわけでありまして、大企業や大きい資本はびくともしなくても、アシナガびくような中小企業、零細企業はえてして経済の波にさらわれるということでありまして、日本の産業構造をになつておる中小企業あるいは零細企業の育成発展がなければ、ほんとうに日本の企業のしかりした土台というものはささえることができないわけでありす。したがつて、関連倒産につきましても思ひ切つてこういう物価の問題とあわせて中小企業あるいは零細企業にはひとつできるだけの配慮をして、ただ金融を引き締めれば過剰流動性を吸収して鎮静するのだというだけではなくして、物価抑制とあわせてやはり何となくとも関連倒産の対策を思い切つてしなければならぬ、そのように考えるわけでありすので、限度額の引き上げについてはさら

つきましても格段の御努力をお願いいたします。
 て、私の質問を終わりたいと思います。
 ○濱野委員長 次回は、来たる三月十五日午前十
 時理事会、午前十時三十分委員会を開催すること
 とし、本日は、これにて散会いたします。
 午後三時三十五分散会

商工委員会議録第十四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	六	振興会	振興協会
九	四	六	こう実現	この実現
九	四	三	前向きう	前向きの
九	四	五	そう円滑な	その円滑な
二	二	五	基金う問題	基金の問題
二	二	六	そう審議会	その審議会
二	三	三	こう問題	この問題
二	三	六	関税う問題	関税の問題
二	三	七	産業う振興	産業の振興
二	四	三	何う	何の

昭和四十九年三月二十八日印刷

昭和四十九年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Z